

第3章 合併をめざして

1 三原郡町長会及び議長会による協議

(1) 三原郡町長会による協議

市町村合併の協議については、第2章で記述した第2次協議以降、三原郡町長会（以下「町長会」という。）では論議されていなかった。しかし、三原郡4町議会議員の有志による三原郡合併研究会（以下「研究会」という。）において検討されたことを重く捉え、町長会において取り組むこととなった。

(2) 町長会及び議長会による協議経過

H 8. 2.13	町長会	●研究会への対応について協議 研究会は、三原郡各町議員の有志による活動で「任意の団体」であり、町村会予算における執行に該当せずとの結論。また、これに対し、町長会でも三原郡合併について研究することとなった。
H 9. 11. 18	町長議長合同会	●『あきる野市』視察 三原郡町長議長合同会（以下「町長議長合同会」という。）において、あきる野市の合併について視察研修を行った。
H 9. 11. 19	町長会	●『あきる野市視察』を受けて協議 合併については、町長会として今までの状況等を総合的に勘案し、西淡町、三原町及び南淡町の3町が基本的な方向を提示し、緑町が選択する方法をとることで一致した。また、議会関係については、研究会ではなく、正式に議会から選出された議員による三原郡合併協議会（仮称。以下「協議会」という。）の設置を検討していただくことで合意した。
H 9. 12. 1	議長会	●協議会設置の検討 町長会より「研究会」ではなく、「協議会」の設置について依頼され、三原郡議長会（以下「議長会」という。）としては年明けに会議を開催し、公的機関の設置について協議することとした。
H10. 1. 13	議長会	●協議会設置の検討 各町の温度差があるもののやはり議員による公的機関を設置するのが望ましいとの結論に至り、当面は合併について検討する会をつくることで決定するとともに緑町議長には緑町議会が参加できるよう尽力を願うこととなった。
H10. 1. 28	議長会	●協議会設置に対する緑町の対応について 緑町議長に依頼していた公的機関への参加について、緑町議会内で意見がまとまっているとの報告があった。検討の結果、この公的機関は合併を目的とするのではなく、合併について検討する機関であるということを踏まえて、再度緑町議長に参加を依頼した。
H10. 2. 2	議長会	●協議会設置の検討 議長会と研究会による意見交換が行われ、検討の結果、3月議会で公的機関の設置に向け進めることで合意した。
H10. 2. 24	議長会	●協議会設置の検討 公的機関による合併についての検討委員会の名称を「三原郡合併問題検討委員会（以下「検討委員会」という。）」とし、各町からの委員の選出数は5名することで合意した。
H10. 2. 24	町長議長合同会	●検討委員会設置と予算計上について 町長議長合同会において検討委員会の設置について合意した。この検討委員会では、1年を目途に結論をだしていくこととした。

H10. 3. 20	町長会	●検討委員会構成メンバーについて 議会より議員だけで検討するのではなく、執行部も入った方がよいのではとの意見があったが、協議の結果、議会と執行部が一緒になって検討するのは好ましくなく、議会は議会、執行部は執行部で検討すべきと判断し、別途執行部は助役と総務課長で合併問題を検討していくこととした。
H10. 11. 19	町長議長 合同会	●『つくば市』視察 町長議長合同会において、つくば市の合併について視察研修を行った。
H11. 2. 22	町長議長 合同会	●検討委員会について 検討委員会より4月1日に報告書が提出されるため、それを見てできるだけ早い時期に町長議長合同会を開催することとした。
H11. 4. 22	町長議長 合同会	●検討委員会報告書についての協議 検討委員会からの報告書を受け、今後の進め方について協議し、報告書を三原郡の全議員、町助役、総務課長等に配布し、継続問題として審議を重ねることになった。
H11. 8. 2	町長会	●合併の方向性の協議について 合併の方向として町民の考え方もあり、まず各町議会の方向を全員協議会で協議する等、その町の方向を11月末までにだしていただくこととした。また、検討委員会の報告より1年以内に行政としての方向をだすべきであるとした。
H11. 10. 2	町長会	●検討委員会報告書についての協議 提出された報告書において、合併の範囲については三原郡を基本としているが、付記事項の中で緑町委員から洲本市も含めた南淡路を望む意見があった。範囲等協議の結果、南淡路合併についても各町で検討していただくことに決定し、平成13年4月から合併協議会を発足するよう進めていくこととした。
H11. 11. 18	町長議長 合同会	●『栃木県佐野市・田沼町・葛生町合併協議会』視察 町長議長合同会において、栃木県佐野市・田沼町・葛生町の1市2町で構成する合併協議会を視察研修した。
H11. 12. 27	町長議長 合同会	●三原郡合併の基本理念について協議 三原郡合併の基本理念について協議し、次のとおり調整した。 ①市町村合併 合併は時代の趨勢。積極的に協議する。 ②合併の枠組み 枠組みは、淡路1市は財政状況等を加味すると三原郡としては賛同しにくい。三原郡4町合併については、緑町は洲本市との合併が視野に入っていないと無理。他の3町も緑町を除いての合併は望ましくないとの考え方から、洲本市を含めた南淡路地域の合併を最優先する。ただし、洲本市が難色を示した場合、緑町は三原郡4町の合併について協議するものとし、三原郡4町合併に反対なら、合併の枠組みを3町とすることを確認。 ③合併協議の進め方 地域住民への問題提起の手始めとして、自治省職員を迎えて三原郡職員の勉強会を開催し、また、各町執行部と議会との意見をまとめ、その町の考え方を次回の町長議長合同会に示す。
H12. 2. 9	町長議長 合同会	●緑町長の改選による意見の確認 柳田新緑町長が出席し、前回の町長議長合同会による各町ごとの意見を確認し、最終結論としては次のとおりとした。 ①三原郡としては、津名郡を含めた淡路1市ではなく、緑町の立場を考え、洲本市に呼びかけ『南淡路』構想とする。 ②洲本市が同意しないときは、緑町に協議していただき、最終3町でも合併する。

H12. 2.24	町長会	<p>●洲本市への申入れ 南淡路地域による合併への参画について、洲本市長の参加する旨を確認し、次回に正式文書を手渡すことで決定。</p>
H12. 2.29	町長議長 合同会	<p>●合併に関する予算計上について 合併に関する予算の計上を確認した。</p>
H12. 3.6	町長会	<p>●洲本市への申入れ 洲本市長に対し、三原郡4町長連名で南淡路地域による合併の申入れを正式に行い、同日記者発表を行った。</p>
H12. 5.23	町長会	<p>●三原郡合併準備室の設置について 今後の予定として、洲本市の回答がまだなので合併の範囲は断定できないが、三原郡合併準備室（以下「合併準備室」という。）の設立を6月27日と定め、合併準備室は三原郡生活文化会館2階和室を改造することとした。翌年度4月からの三原郡任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）に対する派遣職員について、総務課長会で検討することとなった。</p>
H12. 6.2	議長会	<p>●合併準備室の設置について 合併準備室の設立日（6月27日）、開設場所及び予算について了承した。また、合併の範囲については洲本市の回答により緑町に協議していただくこととし、回答期限を3月末日とする等意見があった。</p>
H12. 6.27	町長議長 合同会	<p>●今後のスケジュールについて 新市誕生までのタイムスケジュールを検討し、できるだけ早期に合併すべく進めていくこととなった。また、合併の枠組みが最重要項目であり、洲本市の回答が急務であり次のとおり進めることとした。 ①洲本市長選・市議会議員選挙終了後、再度三原郡4町の長及び議長より洲本市長・洲本市議長に早期回答の要求を行う。 ②合併の基本的確認事項5項目を洲本市と協議する。 ③洲本市と基本的5項目について決裂した場合のことも考え、緑町には時間を無駄にしないためにも決裂したときにどうするかを平行して協議していってもらう。 ④来年4月に任意協議会を設立するにあたり、派遣職員について各町1名ずつとし、職員の階級及び職務体系については総務課長会で検討する。</p>
H12. 6.27	町長会	<p>●洲本市と協議する基本的5項目について 洲本市と協議する基本的5項目のうち、新庁舎については新たに建設せず既存のものを使用し、市長等中枢部の庁舎の場所については、洲本市と三原郡の中間ということで緑町役場庁舎を三原郡の考え方として話すこととし、仮に洲本市が現在の市庁舎を主張した場合、この話はなかったこととし、緑町には今後の対応を考えてもらうことで確認。</p>
H12. 7.28	町長議長 合同会	<p>●洲本市と協議する基本的5項目について 洲本市長・洲本市議会議長宛の文書（案）及び基本的5項目について確認した。 ①合併の形式は対等合併 ②新市名は住民からの意見を主に法定協議会で決定。ただし、現市町名は吸収合併のイメージがあるので使用しない。 ③合併期日は平成17年1月中旬に新市発足。それ以前に早くできればなお良し。 ④新庁舎の位置は緑町役場。基本的に合併しても当分の間は新庁舎を建設しないことを前提に、地理的に南淡路区域の中心地に考える。 ⑤財産の取り扱いについて、財産はすべて持ち寄る。 以上の5項目をまとめた文書を、日程調整のうえ、市長と市議会議長に対し、三原郡4町長・議長が手渡すこととした。</p>

H12. 7. 28	町長会	●任意協議会への派遣職員について 任意協議会への職員の派遣については、7月6日の総務課長会において、各町とも6級以上の職員を翌年4月1日から派遣することで決定。派遣先は町長会で決定してほしいという結論になった旨を報告し、来年4月に向けて調整することとした。
H12. 8. 8	町長議長 合同会	●合併の枠組みについて 洲本市長から、淡路市町長会で淡路1市の最終結論がでていないと指摘。市長は手順として、淡路1市の協議をまず行って、それが否決された後に3市の話や2市の話を議論すべきではないかとの意見があった。三原郡としては市町長会で確認の意味で淡路1市に反対の説明をし、周知させることとした。
H12. 8. 28	町長議長 合同会	●洲本市への申入れ 中田町村会長が文書を朗読のうえ、中川市長に、川上議長会長が市議会議長に、市長と協力して検討してほしい旨を伝え、それぞれ文書を手渡した。三原郡としては本年12月末日までに可否の返事をいただきたい旨を文書・口頭にて伝えた。
H12. 9. 7	町長会	●合併の枠組みについて 淡路市町長会において、淡路1市論に対する三原郡の見解として三原郡においては南淡路構想が最大の合併範囲で現時点では1市は考えていない旨を述べた。
H12. 10. 30	町長議長 合同会	●任意協議会の設置について 10月定例議会にて、来年3月の任意合併協議会発足の準備について、洲本市の南淡路構想同意・不同意による三原郡の進め方を含め準備室から計画・予算案を提案し、協議した。
H12. 11. 17	町長議長 合同会	●町長議長合同会研修 合併に至るまでの問題点とその解決について研修
H12. 12. 4	町長議長 合同会	●洲本市的回答書 洲本市長から三原郡に対し、南淡路区域の合併に際し「基本的合意事項を了承し、合併協議に応じる。ただし、津名郡自治体からの参加要請があればこれを受けること」との内容の回答があった。
H12. 12. 6	町長会	●洲本市的回答書について 洲本市からの南淡路構想による合併の呼びかけに対する返書について協議。洲本市から任意協議会設置に向けて承諾するとの回答であったが、ただし書き(津名郡自治体から参加要望があれば受け入れる)の部分は、三原郡の従来の考え方から受け入れられないため、市長に直接真意をただすこととした。
H12. 12. 9	町長議長 合同会	●洲本市的回答書について 回答書ただし書きの部分を協議。洲本市長の真意を4町長が会談し、確認してほしいとの結論に至った。
H12. 12. 27	町長会	●洲本市長との協議 洲本市長と三原郡4町長が会談し、ただし書きの部分について確認を行った。洲本市は淡路1市論であり、三原郡は1市論は呑めないとの見解から、三原郡は三原郡で合併に向けて検討すると市長に回答することとした。
H13. 1. 7	町長議長 合同会	●洲本市長との協議結果について 洲本市長との協議結果を踏まえ、今後合併の枠組みを三原郡という形で議会議員及び住民に周知し、4月1日から任意協議会を発足することとした。洲本市へは『申入れ』を白紙撤回する旨の公文書を町村会長から洲本市長に手渡し、また、合併についての広報を発刊し、次回案文を協議することとした。
H13. 1. 11	町長会	●洲本市への『申入れ』白紙撤回について 三原郡町村会長から洲本市長に対し、合併に関しての洲本市との構想を白紙撤回する文書を手渡した。
H13. 2. 27	町長議長 合同会	●任意協議会設置について 任意協議会設立に関する予算、設置要綱等について協議した。あわせて三原郡共産党議員団から任意合併協議会設立反対の意見がでていることを伝えた。さらに発足にあたり4月2日に発足式を開催することとし、記者発表を行うことで決定。今後の合併のスケジュールについても協議が行われた。

2 三原郡合併問題検討委員会

(1) 三原郡合併問題検討委員会の設置

これまで三原郡町長会及び議長会において行われた合併協議の結果を踏まえ、三原郡町村会長から三原郡の合併問題について、各町議会に委員を選出のうえ検討していほしい旨の依頼があった。この依頼を受けて三原郡4町議会がそれぞれ5名の委員を選出して三原郡合併問題検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置された。

(2) 検討委員会の協議経過

日 時	会 議	内 容
H10. 4. 21	第1回 検討委員会	委員長等役員の選出、規約の制定及び今までの三原郡合併に関する推移を説明
H10. 5. 7	正副委員長会 運営委員会	合併特例法に関する基本的なことを学ぶ必要がある旨を確認し、次回検討委員会で県市町振興課長を講師に迎え、講演を行うことを決定
H10. 6. 2	第2回 検討委員会	4町議会議長が同席し、中瀬兵庫県市町振興課長から合併特例法等合併に関する事項の講演を受講
H10. 7. 1	正副委員長会 運営委員会	現在の一部事務組合方式により広域事業を行っていくのがよいか、町村合併の方向に向かう方がよいかを検討するに当たり、三原郡広域事務組合（以下「広域事務組合」という。）の状況を学ぶことを決定
H10. 7. 14	第3回 検討委員会	広域事務組合の組織、新規事業の介護保険制度及び三原郡清掃センターの改修について協議検討
H10. 8. 10	正副委員長会 運営委員会	三原町選出委員の交替に伴い、今までの経緯を説明し、今後の三原郡における事業等を検討
H10. 9. 28	第4回 検討委員会	今までの経緯を説明し、三原郡4町の財政状況を検討
H10. 10. 14	正副委員長会 運営委員会	淡路全体の財政状況、東京都あきる野市誕生の経緯を学ぶことと多紀郡合併協議会視察の実施を決定
H10. 10. 29	第5回 検討委員会	淡路島の市町財政状況、淡路島（三原郡・津名郡・淡路）の一部事務組合の状況、三原郡における研究資料、東京都あきる野市誕生の経緯等について学習
H10. 11. 10	正副委員長会 運営委員会	多紀郡合併協議会視察の日程及び行程を協議
H10. 11. 27	第6回 検討委員会	多紀郡合併協議会視察を実施するとともに淡路島（三原郡・津名郡・淡路）の一部事務組合の状況、三原郡における研究資料、東京都あきる野市誕生の経緯について学習
H10. 12. 25	正副委員長会 運営委員会	市町村の将来について協議 検討委員会が3月末で答申をだす必要があるため、次回委員会で町村合併の方向づけをすることを決定（三原郡合併・南淡路合併・淡路島合併）
H11. 1. 25	第7回 検討委員会	町村合併の方向づけを協議 町村合併の方向を『三原郡合併の方向』とし、異論意見がある場合はこれも添付し提出することを決定
H11. 3. 29	正副委員長会 運営委員会	市町村合併に関する報告書（案）の内容について最終確認し、次回を最終会議とし、報告書の提出を決定
H11. 3. 31	第8回 検討委員会	市町村合併に関する報告書（案）を了承し、正副委員長・運営委員による町村会長及び議会議長へ報告書提出を決定
H11. 4. 1		中村委員長から長江町村会長及び池田議長会長に報告書を提出

3 三原郡合併準備室の設置

平成12年6月27日、三原郡町村会は翌年4月の三原郡任意合併協議会発足を目指して三原郡合併準備室（以下「合併準備室」という。）を設置した。合併準備室は、住民の広域合併への関心や機運を高めるため、「いま、なぜ市町村合併か！」と題した広報誌の発行や合併先例地における資料収集を行ったものとした。

合併準備室の職務は、三原郡町村会事務局長と局長補佐が兼務した。

4 三原郡任意合併協議会

(1) 三原郡任意合併協議会の設置

緑町、西淡町、三原町及び南淡町では、三原郡町長会及び議長会並びに三原郡合併問題検討委員会における協議結果を踏まえて、平成13年4月1日に三原郡任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）を設置した。

これを受けて平成13年4月2日第1回任意協議会が開催され、法定協議会設置に向け新たなスタートを切った。

任意協議会の委員は、それぞれ4町の長及び議長の8名で構成した。

(2) 任意協議会における合意事項

任意協議会は、合併についての三原郡の方針を協議するため、合併を見据えての研究、協議、広報等を行い、住民のコンセンサスを得て法定協議会への移行を目指した。なお、任意協議会における、基本的な合意事項は以下のとおりとなった。

項目		内容
1	合併形式	対等（合体）合併
2	新市名	住民からの意見を主に法定合併協議会で決定。ただし、現町名は吸収合併のイメージがあるので使用しない。
3	合併期日	平成17年1月中旬に新市発足 それ以前に早くできれば、なお良し。
4	新庁舎の位置	①基本的に合併しても当分の間新庁舎は建設しない。 ②地理的な中心地に考える。
5	財産の取り扱い	財産等は全て持ち寄る。

(3) 任意協議会の取り組み

ア 『合併への提言』の作成

任意協議会では、『合併への提言』と題し、三原郡合併の必然性、行財政見地からの三原郡合併、新市の将来ビジョン等を調査検証した。この提言を基に『合併を考えるシンポジウム』、『住民説明会』を開催していくこととした。

（ア）三原郡合併の必然性

三原郡においては、三原平野を中心とした半径10km圏内に納まるコンパクトな地形を有しており、地理的な一体性から、歴史的にも経済、文化、生活などさまざまな面でも強く結びついている。

(イ) 行財政見地からの三原郡合併

小規模町村では困難なより専門的かつ高度なサービスの提供や、重点的な投資が可能となる。また、行財政の効率化が図られるとともに広域的な観点に立ち地域の個性を活かしたまちづくりを効果的に実施できる。

(ウ) 新市の将来ビジョン

■ 新市建設の基本理念

世界に例を見ない急速な少子高齢社会の到来をはじめ、地球規模での環境問題、IT（情報技術）の進展、経済のグローバル化や人々の価値観が「物から心の豊かさ」へシフトするなかにあって、複雑・高度化する地域社会のニーズに、適切・迅速に対応し、行政と住民が『地方分権型社会（自己決定・自己責任）』の構築のために、協働による新しい社会システムづくりを積極的に推進していくことが必要不可欠である。そのため、『住民主体の協働、参加・参画のまちづくり』、『ひとと自然にやさしいまちづくり』、『しあわせと豊かさを誰もが実感できるまちづくり』及び『生きる力がみなぎるまちづくり』を基本理念として、すべての住民が創意と熱意と努力を持って、主体的にまちづくりに参加・参画し、【公・共・私】自らの果たす役割を正しく認識するとともに、お互いに協力し、相互のパートナーシップのもとに新市建設の実現を目指すこととした。

■ 新市の将来像

新市においては、住民1人ひとりが主役となり、それぞれのライフステージにおいて自己実現できるこころ豊かなまち、且つすべての人が健やかに、安全で安心して暮らせるまちの環境整備に努め、人と人、心と心のネットワークによる新しいふるさとを目指す。

また、人と自然、伝統と新しいもの、男女問わず各世代がそれぞれを尊重し、認め合う共生型地域を築くとともに、地域資源を最大限に活用し、誰もが等しく目標に向かってチャレンジできる機会を持てる未来志向型地域経済を構築する。

行財政運営については、情報公開による透明性に努め、政策の立案（Plan）・実行（Do）・評価（See）の各段階で住民との双方向による徹底した効率化・省力化・重点化を図り、独自性を追求するオンリーワンの自治体を建設する。

イ 合併を考えるシンポジウムの開催

平成13年10月27日、『分権型社会と町村合併』と題し、(株)地域活性化研究所代表の川島正英氏による基調講演が行われた。

講演終了後、川島氏をコーディネーターとし、『三原郡の合併を考える』をテーマにパネルディスカッションを行い、参加者は500人を超えた。



川島正英氏による基調講演
(合併を考えるシンポジウム)

三原郡合併推進シンポジウム実施要領

平成13年9月25日

(目的)

三原郡合併推進広報活動計画に基づき、合併情報の提供による地域住民の合併に対する理解の促進と意識の高揚を図るとともに、住民代表者と行政との意見交換等により、三原郡合併に向けてのモチベーションの喚起を促すことを目的とする。

(スケジュール)

<日時> 平成13年10月27日(土) 午後1時30分～4時45分

<場所> 三原町中央公民館(大ホール)

TIME	LAP	CONTENTS	
13:30	10	開会	
13:40	60	基調講演 演題「分権型社会と町村合併」 講師 川島 正英 (株)地域活性化研究所代表 元朝日新聞論説委員	
14:40	10	休憩	
		パネルディスカッション ・コーディネーター 川島元朝日新聞論説委員 ・パネリスト 首長代表1名 住民代表5名 (緑) 金山和永 (西淡) 志智宣夫 (南淡) 保居謙志 (女性代表) 奥井光子 (敬称略)	テーマ「三原郡の合併を考える」 ・市町村合併の概要及び現状 ・三原郡合併の現在の取組 ・合併の必要性と課題 ・地域の将来ビジョン
14:50	115		
16:45		終了	

【参加者】 緑50人 三原150人 西淡100人 南淡150人 一般50人 計500人

【バス】 緑2台 西淡3台 南淡4台 予備1台 計10台

(告知方法)

- ①三原郡任意合併協議会広報紙『合併情報ホットライン』10月号
- ②インターネット・ホームページ
- ③ケーブルテレビ・オフトーク放送
- ④チラシ配布(各種団体等依頼時)

(4) 三原郡4町議会による法定合併協議会設置議案の議決

平成13年度において10回に及ぶ任意協議会の協議により、基本5項目についての合意、法定協議会設置にかかる規約等が協議確認され、また、シンポジウムや住民説明会により三原郡合併への機運が高まったことを受け、平成13年12月の三原郡4町の定例議会初日において緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会設置議案をそれぞれ上程した。各町議会において継続審議となり、平成14年3月5日南淡町、同月8日緑町、西淡町及び三原町において定例議会が開催され、それぞれ賛成多数をもって可決した。

(5) 任意協議会委員名簿等

ア 任意協議会

町名	職名	氏名	期間	備考
緑町	町長	柳田 登	H13.4.1～H14.3.31	
	議會議長	萩山利夫	H13.4.1～H14.3.31	
西淡町	町長	長江和幸	H13.4.1～H14.3.31	副会長
	議會議長	川上 命	H13.4.1～H13.7.11	

西淡町	議会議長	楠直茂	H13.7.23～H14.3.31	
町長	中田勝久	H13.4.1～H14.3.31	会長	
三原町	議会議長	亀井健二	H13.4.1～H13.7.22	
		榎本耕次	H13.7.23～H13.11.26	
		富本猛	H13.12.11～H14.3.31	
南淡町	町長	森絢一	H13.4.1～H14.3.31	
	議会議長	北村利夫	H13.4.1～H14.3.31	

イ 任意協議会幹事会

町名	職名	氏名	期間	備考
緑町	理事	大塚修二	H13.5.22～H14.3.31	
	総務課長	長尾重信	H13.5.22～H14.3.31	
	まちづくり課長	原田敏彦	H13.5.22～H14.3.31	
西淡町	助役	祖山進司	H13.5.22～H14.3.31	
	総務課長	曾根繁樹	H13.5.22～H14.7.31	
		岡田昌史	H13.8.1～H14.3.31	
	企画政策課長	橋本直樹	H13.5.22～H14.7.31	
三原町	助役	鳥井盛男	H13.5.22～H14.3.31	代表
	総務課長	河野文春	H13.5.22～H14.3.31	
	企画室長	土居敬治	H13.5.22～H14.3.31	
南淡町	助役	川原周二	H13.5.22～H14.3.31	副代表
	総務課長	田中敏裕	H13.5.22～H14.3.31	
	町長公室長	高田耕次	H13.5.22～H14.3.31	
事務局	町村会事務局長	富田千秋	H13.5.22～H14.3.31	
	協議会事務室長	高川欣士	H13.5.22～H14.3.31	
	次長	岡本千明	H13.5.22～H14.3.31	
	係長	服部圭司	H13.5.22～H14.3.31	
	係長	榎本暉重	H13.5.22～H14.3.31	
	主事	田村智巨	H13.5.22～H14.3.31	

ウ 任意協議会事務局

区分	職名	氏名	期間	備考
町村会	事務局長	富田千秋	H13.4.1～H14.3.31	
事務室	室長	高川欣士	H13.4.1～H14.3.31	南淡町派遣
	次長	岡本千明	H13.4.1～H14.3.31	西淡町派遣
	係長	服部圭司	H13.4.1～H14.3.31	三原町派遣
	係長	榎本暉重	H13.4.1～H14.3.31	町村会兼務
	主事	田村智巨	H13.4.1～H14.3.31	緑町派遣
	臨時職員	大西久美子	H13.5.7～H14.3.31	町村会

(6) 任意協議会の協議経過

平成13年 4月2日	第1回	任意協議会会长及び副会長の選出と今後の方針について協議 (1) 任意協議会会长及び副会長の選出について (2) 確認事項 ①三原郡における市町村合併の流れについて ②三原郡任意合併協議会設置要綱について ③平成13年度三原郡町村会合併協議会特別会計予算について (3) 协議事項 ①第2回三原郡任意合併協議会について i) 協議案件 ・合併範囲について ・合併推進目標（日程）について ・三原郡合併におけるメリット・デメリットについて ii) 次回日程
---------------	-----	--

5月28日	第2回	任意協議会組織、今後のスケジュール等について協議 協議事項 ①三原郡任意合併協議会組織について ②三原郡合併推進行動計画について ③三原郡任意合併協議会スケジュールについて ④合併推進広報活動計画について ⑤協議会傍聴・公開申入れの取扱いについて ⑥新市の枠組みについて
6月12日	第3回	三原郡合併と淡路1市の枠組みについての協議とそれぞれのメリット・デメリットを検討 協議事項 ①広報の発行について ②新市の枠組みについて i) 淡路1市・三原郡1市論の比較について ii) 住民視点の具体的なメリット・デメリットについて iii) 三原郡新市合併への提言について
8月17日	第4回	合併シンポジウムと住民説明会の方向性等について協議 協議事項 ①広報の発行について ②合併推進広報活動計画の実施について i) 職員・議会議員等研修会について ii) シンポジウムの開催について iii) 住民説明会の実施について ③新市の枠組みについて
10月2日	第5回	合併シンポジウムと住民説明会の方向性、法定合併協議会の設置等について協議 協議事項 ①広報の発行について ②合併シンポジウム ③住民説明会について ④法定協議会設置について
11月22日	第6回	法定協議会規約、住民説明会の結果等について協議 協議事項 ①広報の発行について ②法定合併協議会規約について ③住民説明会開催結果及び今後の方針について
12月1日	第7回	12月定例議会への法定協議会設置議案の上程について協議 協議事項 ①法定協議会設置について ②平成14年度予算について
平成14年 1月21日	第8回	各町の法定協議会設置議案の審議状況について報告 協議事項 ①広報の発行について ②法定協議会について ③新市建設設計画策定業務委託について ④特別委員会での審議状況について
2月18日	第9回	新市建設設計画策定業務業者選定及び法定協議会設置議案の審議状況について報告 協議事項 ①広報の発行について ②法定合併協議会規程・要領等について ③新市建設設計画策定業務について ④法定協議会設置議案の審議状況について
3月28日	第10回	法定協議会設置に関する事項について協議確認 協議事項 ①事務確認書（案）について ②合併協議会設置について ③合併協議会スケジュールについて ④三原郡任意合併協議会の解散について

(7) 任意協議会関連資料

ア 三原郡任意合併協議会設置要綱

三原郡任意合併協議会設置要綱

(設置)

第1条 三原郡4町（緑町、西淡町、三原町、南淡町）の合併を推進するため、三原郡任意合併協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、合併について新市建設計画を含め、研究、協議を行うとともに各町及び各町議会と緊密な連絡、調整を図りながら、合併を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、合併について必要な次の事業を行う。

- (1) 協定項目の調整
- (2) 新市建設計画概要の策定
- (3) 住民説明会の開催
- (4) 広報紙の発行
- (5) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、三原郡4町の町長及び議長を持って組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が行う。

(関係職員等の出席)

第8条 協議会は、必要に応じて4町関係職員または県職員等を会議に出席させ、説明または助言を求めることができる。

(幹事会)

第9条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、各町助役、総務担当課長、企画担当課長及び協議会事務局職員をもって充てる。
- 3 幹事会は、会長の指示を受け、協議会が必要とする提案事項等について協議または調整する。
- 4 幹事会に専門部会を置くことができる。
- 5 幹事会には、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、協議会事務室長が招集し、会議を主宰する。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置くことができる。

2 事務局は、三原郡町村会内三原郡任意合併協議会事務室とする。

3 事務局に室長及び事務局職員若干名を置く。

4 事務局には、各町から派遣された職員及び三原郡町村会職員等があたる。

5 この要綱に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 協議会の会計は、三原郡町村会合併協議会特別会計とし、4町の負担金をもって充てる。

2 経費の負担割合は三原郡町村会割とする。

3 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わるものとする。ただし、協議会を法定合併協議会に切り換えた場合、その時点を会計決算月とする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

イ 三原郡任意合併協議会専門部会設置要領

三原郡任意合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 三原郡任意合併協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条第4項の規定に基づき、三原郡任意合併協議会幹事会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、三原郡任意合併協議会事務室長（以下「事務室長」という。）の指示を受け、要綱第3条第1号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる所管課の職員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務室長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務室長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年2月1日から施行する。

ウ 三原郡合併推進住民説明会実施要領

三原郡合併推進住民説明会実施要領

平成13年10月17日

(目的)

三原郡合併推進広報活動計画に基づき、住民に対する合併情報の提供による合併の機運の醸成とコンセンサスの構築を図るとともに、直接住民の意見等を聴取することにより、合併の方向性を確立することを目的とする。

なお、住民からの意見等については、新市将来構想への反映を図る。

(実施時期)

住民に対する情報等のタイムラグ（ずれ）を生じさせないため、また、三原郡の統一的な盛り上がりを図るために三原郡4町が同時期に集中的に実施する。

小学校区を基本とし、各町で実施する。

【実施期間】 平成13年10月29日(月)～11月13日(火)

(告知方法)

①三原郡任意合併協議会広報紙『合併情報ホットライン』10・11月号

②インターネット・ホームページ（開催日時が決定したて掲載）

③ケーブルテレビ・オフトーク放送

④チラシ折込み（各町で実施）

(実施方法)

- 日時・場所・運営方法については、各町で対応する。
- 町長他特別職、各課長、事務室職員（オブザーバー）が出席する。
- パンフレット・資料等は任意合併協議会事務室が準備する。
- 飲物、チラシは各町で準備し、支払は任意合併協議会とする。

(意見集約)

各会場での住民の意見等（主なもの）については、広報紙・ホームページに掲載するため、各町の合併担当課で意見集約し、全体の意見集約については、事務室で行う。

5 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会

(1) 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会の設置

緑町、西淡町、三原町及び南淡町では、三原郡任意合併協議会の結果を踏まえて、平成14年3月、4町の議会において、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づいて緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（以下「合併協議会」という。）設置の議案について議決を得ることができた。

これを受け平成14年4月1日合併協議会発足式が行われ、同日兵庫県知事宛の合併協議会設置届を淡路県民局に提出した。

合併協議会の委員の構成は、それぞれ4町の長、議長、議会選出議員及び学識経験者4名並びに淡路県民局長の29名で構成した。

緑 第8-50号
西 淡 第736号
三 企 第 1 号
南町公 第 3 号
平成14年4月1日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

緑町長 柳田 登
西淡町長 長江 和幸
三原町長 中田 勝久
南淡町長 森 純一

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会の設置について（届出）

緑町、西淡町、三原町及び南淡町の合併協議並びに新市建設計画の作成、その他合併に関し必要な事項を協議するため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、別添の書類とともに届出いたします。

(添付書類)

- (1) 協議会設置理由書
- (2) 協議会規約
- (3) 告示書（写）
- (4) 関係町議会議決書
- (5) 「関係町議会会議録」の関係部分（写）
- (6) 平成14年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会予算書

(2) 合併協議会における協議の概要

合併協議会における協議については、概ね2分することできる。第1は合併協定調印式までに行われた第1回から第20回合併協議会での協議、第2は合併協定調印式以後開催された第21回から第25回合併協議会での協議である。

前者は、合併協定に関する基本5項目、議會議員の定数及び任期の取扱い、新市建設計画等を含め43項目に及んだ合併協定項目についての協議である。これらは、4町の議会に合併関連議案を上程するための根拠資料となり、新市建設計画に至っては、合併後の国県等による財政支援を受けるための前提資料となる。

後者は、新市の市章に関する協議が主な協議事項であり、その他は新市の組織機構、職員配置計画、特別職の報酬等の報告事項である。

(3) 合併協議会委員名簿等

ア 合併協議会委員

区分		職名又は推薦地区	氏名	期間
会長		三原町長	中田勝久	H14.4.1～H17.1.10
副会長		西淡町長	長江和幸	H14.4.1～H17.1.10
1号委員	4町の長	緑町長	柳田登	H14.4.1～H14.8.6
		金山和永	H14.8.25～H17.1.10	
		森紘一	H14.4.1～H17.1.10	
2号委員	4町の議長	萩山利夫	H14.4.1～H15.7.23	
		石金政宏	H15.7.24～H17.1.10	
		楠直茂	H14.4.1～H14.7.22	
		楠和廣	H14.7.23～H15.7.22	
		菅歳美	H15.7.23～H16.7.22	
	4町の議員	川上命	H16.7.23～H17.1.10	
		富本猛	H14.4.1～H15.7.21	
		野口健一郎	H15.7.22～H16.7.25	
		砂田杲洋	H16.7.26～H17.1.10	
		北村利夫	H14.4.1～H15.7.22	
3号委員	4町の議員	長船吉博	H15.7.23～H17.1.10	
		松井睦機	H14.4.1～H15.7.23	
		萩山利夫	H15.7.24～H17.1.10	
		川上命	H14.4.1～H16.7.22	
		楠和廣	H16.7.23～H17.1.10	
	学識経験を有する者	堀川博文	H14.4.1～H15.12.27	
		砂田杲洋	H16.1.21～H16.7.25	
		野口健一郎	H16.7.26～H17.1.10	
		中村三千雄	H14.4.1～H17.1.10	
		島田美代次	H14.4.1～H17.1.10	
	緑町	齋藤勝巳	H14.4.1～H17.1.10	
		平池啓子	H14.4.1～H17.1.10	
		児玉昌士	H14.4.1～H17.1.10	
		不動修	H14.4.1～H17.1.10	
	西淡町	柴田孝八	H14.4.1～H17.1.10	
		志智宣夫	H14.4.1～H17.1.10	
		川西淳子	H14.4.1～H17.1.10	
		本田宏	H14.4.1～H17.1.10	
	三原町	中田忠廣	H14.4.1～H17.1.10	
		藤江昭治	H14.4.1～H17.1.10	
		仲岡啓子	H14.4.1～H17.1.10	
		松本俊一	H14.4.1～H17.1.10	
	南淡町	岩川貢	H14.4.1～H17.1.10	
		竹田和美	H14.4.1～H17.1.10	
		酒部克美	H14.4.1～H17.1.10	
		門康彦	H14.4.1～H15.3.31	
	淡路県民局長	西垣嘉夫	H15.4.1～H17.1.10	

イ 基本構想小委員会

区分	推薦地区	氏名	備考
学識経験を有する者	緑町	齋藤勝巳	
		平池啓子	
	西淡町	不動修	副委員長
		志智宣夫	
	三原町	中田忠廣	委員長
		仲岡啓子	
	南淡町	松本俊一	
		竹田和美	

ウ 新市名小委員会

区分	推薦地区	氏名	備考
学識経験を有する者	緑町	島田美代次	委員長
		児玉昌士	
	西淡町	柴田孝八	
		川西淳子	
	三原町	本田宏	副委員長
		藤江昭治	
	南淡町	岩川貢	
		酒部克美	

エ 市章小委員会

区分	推薦地区	氏名	備考
学識経験を有する者	緑町	島田美代次	
		齋藤勝巳	副委員長
		平池啓子	
		児玉昌士	
	西淡町	不動修	
		柴田孝八	
		志智宣夫	
		川西淳子	
	三原町	本田宏	
		中田忠廣	
		藤江昭治	
		仲岡啓子	
	南淡町	松本俊一	委員長
		岩川貢	
		竹田和美	
		酒部克美	

オ 市章選定専門委員会

区分	推薦地区	氏名	備考
専門的な知識を有する者	緑町	大上喜弘	
		金崎ちづみ	
	西淡町	三木田つた子	副委員長
		富岡淳子	
	三原町	仲野壽志	委員長
		山形和子	
	南淡町	松坂秀二	
		川添喜代子	

カ 特別職の報酬等検討委員会

区分	推薦地区	氏名	備考
学識経験を有する者	緑町	不動博文	
		山岡隆子	副委員長
		金崎詳継	
	西淡町	高田忠昌	
		登里康生	
		岡田俊子	
	三原町	木下勝二	副委員長
		松本吉史	
		喜田久美子	
	南淡町	芝壽浩	委員長
		奥井光子	
		樋本律	

キ 行政合併政策調整会議

区分	職名	氏名
町長	緑町長	金山和永
	西淡町長	長江和幸
	三原町長	中田勝久
	南淡町長	森紘一
助役	緑町助役	秀睦雄
	西淡町助役	祖山進司
	三原町助役	鳥井盛男
	南淡町助役	川原周二

ケ 幹事会

区分	職名	氏名	期間	備考
緑町	助役	秀睦雄	H15.1.31 ~ H17.1.10	
	収入役	下條倭子	H14.4.1 ~ H15.1.30	
	総務課長	長尾重信	H14.4.1 ~ H17.1.10	
	まちづくり課長	小坂利夫	H14.4.1 ~ H17.1.10	
西淡町	助役	祖山進司	H14.4.1 ~ H17.1.10	
	理事	岡田昌史	H16.4.1 ~ H17.1.10	
	総務課長	馬部総一郎	H16.4.1 ~ H17.1.10	
	企画政策課長	橋本直樹	H14.4.1 ~ H16.3.31	
三原町	助役	鳥井盛男	H14.4.1 ~ H17.1.10	幹事長
	総務課長	河野文春	H14.4.1 ~ H15.3.31	
	企画室長	坂本安弘	H15.4.1 ~ H17.1.10	
	企画室長	土居敬治	H14.4.1 ~ H15.3.31	
南淡町	助役	吉川満広	H15.4.1 ~ H17.1.10	
	理事	川原周二	H14.4.1 ~ H17.1.10	副幹事長
	総務課長	藤本昇	H15.8.1 ~ H17.1.10	
	町長公室長	田中敏裕	H14.4.1 ~ H16.3.31	
	事務局長	奥村智司	H16.4.1 ~ H17.1.10	
	事務局長	高田耕次	H14.4.1 ~ H15.7.31	
	事務局長	富田千秋	H14.4.1 ~ H17.1.10	

ケ 合併協議会事務局職員

職名	所属	氏名	事務従事期間
局長	南淡町	高川欣士	H14.4.1 ~ H17.1.10
次長	兵庫県	伏見達	H14.4.1 ~ H17.1.10
次長	西淡町	岡本千明	H14.4.1 ~ H17.1.10

次長兼情報班長	南淡町	細川貴弘	H15.4.1～H17.1.10
次長兼政策班長	緑町	大瀬久	H14.4.1～H17.1.10
計画班長	三原町	神代充広	H15.4.1～H17.1.10
		服部圭司	H14.4.1～H15.3.31
総務班長	南淡町	北口力	H14.4.1～H17.1.10
総務班係長	三原町	稻本幸児	H14.4.1～H17.1.10
情報班係長	三原町	木田博仁	H15.4.1～H17.1.10
政策班係長	南淡町	西庄登	H16.8.1～H17.1.10
政策班主査	西淡町	斎藤浩二	H16.8.1～H17.1.10
計画班主査	西淡町	栄井賢次	H14.4.1～H17.1.10
総務班主査	緑町	田村智巨	H14.4.1～H17.1.10
情報班主査	西淡町	奥野大輔	H15.4.1～H17.1.10
政策班主査	三原町	星出力	H16.8.1～H17.1.10
情報班主事	緑町	稻本順也	H15.4.1～H17.1.10
政策班主事	緑町	豊田章裕	H16.8.1～H17.1.10
臨時職員	三原郡町村会	大西久美子	H14.4.1～H16.3.31
		佐野衣美	H16.4.1～H17.1.10

(4) 合併協議会の協議経過

平成14年 4月24日	第1回	<p>合併協議会の今後のスケジュール、予算、規約等について確認し、合併を平成17年1月目標とした。</p> <p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会規約の報告について ②事務確認書の報告について ③平成14年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会予算について ④緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会幹事会設置要領について ⑤緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会専門部会設置要領について ⑥緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会分科会設置要領について ⑦緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会事務局規程について ⑧緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会公印規程について ⑨緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会財務規程について ⑩新市建設計画作成業務委託契約締結について <p>(2) 同意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①監査委員の同意について <p>(3) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会会議運営規程（案）について ②会議運営申し合わせ事項（案）について ③緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会会議録等閲覧規程（案）について ④緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会傍聴規程（案）について ⑤緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会小委員会規程（案）について ⑥基本構想小委員会の設置について ⑦合併協議会先進地視察の実施について ⑧緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会年間日程（案）について ⑨第2回合併協議会日程について <p>(4) 提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①合併協定項目（案）について ②合併の方式について ③合併の期日について ④新市の名称について ⑤新市の事務所の位置について ⑥財産及び債務の取扱いについて
----------------	-----	---

5月22日	第2回	<p>合併の基本5項目である「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」及び「財産及び債務の取扱い」について確認した。</p> <p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①合併協議会先進地視察の報告について ②新市建設計画策定に伴う住民アンケート調査の実施について ③三原郡4町合併に伴う基本的事項並びに賃金・労働条件に関する要求書（第1次）について <p>(2) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①合併協定項目（案）について ②合併の方式について ③合併の期日について ④新市の名称について ⑤新市の事務所の位置について ⑥財産及び債務の取扱いについて ⑦新市名小委員会の設置について ⑧一部事務組合等の取扱い（その1）について ⑨第3回合併協議会日程について <p>(3) 提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市建設計画策定方針（案）について ②条例、規則等の取扱いについて ③町・字の区域及び名称の取扱いについて ④都市計画に関する取扱いについて ⑤姉妹都市等の取扱いについて
6月19日	第3回	<p>「町・字の区域及び名称の取扱い」については、委員の意見が分かれ継続審議となった。</p> <p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市建設計画に伴う住民アンケート調査結果について <p>(2) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市建設計画策定方針（案）について ②条例、規則等の取扱いについて ③町・字の区域及び名称の取扱いについて ④都市計画に関する取扱いについて ⑤姉妹都市等の取扱いについて ⑥新市名の公募方法（案）について ⑦第4回合併協議会日程について <p>(3) 提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電算システム事業の取扱いについて ②財産及び債務の取扱い（その2）について ③診療所（直営）の取扱いについて ④商工・観光関係事業の取扱い（その1）について ⑤建設関係事業の取扱い（その1）について
7月24日	第4回	<p>町の名称については、「○○郡○○町」を「○○市」に置き換えること、緑町長の辞職に伴い次回協議会を9月25日に開催すること等を確認した。</p> <p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①合併協議会委員の変更について <p>(2) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①財産及び債務の取扱い（その2）について ②町・字の区域及び名称の取扱いについて（継続） ③電算システム事業の取扱いについて ④診療所（直営）の取扱いについて ⑤商工・観光関係事業の取扱い（その1）について ⑥建設関係事業の取扱い（その1）について ⑦第5回合併協議会日程について

		(3) 提案事項 ①町の慣行の取扱いについて ②社会教育関係の取扱いについて ③行政区の取扱いについて ④防災関係の取扱いについて ⑤農林水産関係事業の取扱い（その1）について ⑥公の施設の取扱いについて
9月25日	第5回	緑町長選挙の結果に伴い、委員の変更と合併協議会の休止を含めた今後の動向について確認した。 (1) 報告事項 ①合併協議会委員の変更について (2) 協議事項 ①第6回合併協議会日程について
12月18日	第6回	緑町の合併にかかる住民投票の結果に基づき、合併協議会の再開と今後のスケジュールについて確認した。 (1) 報告事項 ①合併協議会の再開について (2) 協議事項 ①町の慣行の取扱いについて ②社会教育関係の取扱いについて ③行政区の取扱いについて ④防災関係の取扱いについて ⑤農林水産関係事業の取扱い（その1）について ⑥公の施設の取扱いについて ⑦緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会日程（案）について ⑧第7回合併協議会日程について (3) 提案事項 ①新市名公募の実施時期について
平成15年 1月22日	第7回	新市名募集の実施時期等について確認した。新市名については、合併の基本5項目に基づき旧町名以外を選定することを改めて確認した。 (1) 報告事項 ①平成14年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会補正予算（第1号）について (2) 協議事項 ①町の慣行の取扱いについて ②社会教育関係の取扱いについて ③行政区の取扱いについて ④防災関係の取扱いについて ⑤農林水産関係事業の取扱い（その1）について ⑥公の施設の取扱いについて ⑦新市名公募の実施時期について ⑧第8回合併協議会日程について (3) 提案事項 ①一部事務組合等の取扱い（その2）について ②使用料、手数料等の取扱い（その1）について ③保健衛生の取扱い（その1）について
2月12日	第8回	「保健衛生の取扱い」の各種健康診査の対象及び自己負担金について委員の意見が分かれ継続審議となった。 (1) 協議事項 ①一部事務組合等の取扱い（その2）について ②使用料、手数料等の取扱い（その1）について ③保健衛生の取扱い（その1）について

		<p>④緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会日程変更について ⑤第9回合併協議会日程について</p> <p>(2) 提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方税の取扱い（その1）について ②納税関係の取扱いについて ③広報公聴関係の取扱いについて ④介護保険事業の取扱いについて ⑤農林水産関係事業の取扱い（その2）について ⑥公立学校（園）の通学区域の取扱いについて
3月5日	第9回	<p>C A T V事業については、合併後緑町及び南淡町域を含めた全市域で計画的に実施することを確認した。</p> <p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市名公募の応募状況（中間）報告について <p>(2) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方税の取扱い（その1）について ②納税関係の取扱いについて ③広報公聴関係の取扱いについて ④介護保険事業の取扱いについて ⑤保健衛生の取扱い（その1）について（継続） ⑥農林水産関係事業の取扱い（その2）について ⑦公立学校（園）の通学区域の取扱いについて ⑧緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会日程変更について ⑨第10回合併協議会日程について <p>(3) 提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農林水産関係事業の取扱い（その3）について ②水道事業の取扱いについて ③学校教育関係の取扱い（その1）について
3月26日	第10回	<p>「水道事業の取扱い」については、平成17年4月に淡路広域水道企業団への統合により、合併後3ヶ月間は、現行のとおりとすることを確認した。また、新市名公募について応募総数6,350件、名称の種類2,334種が確定値として報告された。</p> <p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成15年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会予算について ②新市名公募の応募状況（確定）報告について <p>(2) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農林水産関係事業の取扱い（その3）について ②水道事業の取扱いについて ③学校教育関係の取扱い（その1）について ④第11回合併協議会日程について <p>(3) 提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市建設計画基本構想について ②一般職の職員の身分の取扱いについて ③建設関係事業の取扱い（その2）について ④人権（同和）対策関係事業の取扱いについて
4月17日	第11回	<p>新市建設計画基本構想について協議し、新市の将来像として『食がはぐくむふれあい共生の都市』が確認された。</p> <p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①合併協議会委員の変更について ②事務確認書の報告について ③緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会事務局規程の一部改正について <p>(2) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市建設計画基本構想について ②一般職の職員の身分の取扱いについて

		<p>③建設関係事業の取扱い（その2）について ④人権（同和）対策関係事業の取扱いについて ⑤第12回合併協議会日程について</p> <p>(3) 提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市名候補（案）について ②議会議員の定数及び任期の取扱いについて ③農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて ④建設関係事業の取扱い（その3）について
5月7日	第12回	<p>「議会議員の任期の取扱い」について合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、在任期間を約18ヶ月としたが3号委員の理解を得られず継続審議となつた。</p> <p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成14年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会繰越明許費繰越計算書について <p>(2) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市名候補（案）第1次選考について ②議会議員の定数及び任期の取扱いについて ③農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて ④建設関係事業の取扱い（その3）について ⑤第13回合併協議会日程について <p>(3) 提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方税の取扱い（その2）について ②公共的団体等の取扱いについて ③各種福祉制度の取扱い（その1）について ④商工・観光関係事業の取扱い（その2）について
6月5日	第13回	<p>「議会議員の任期の取扱い」について再度協議を行ったものの前回と同様3号委員の理解が得られず再び継続審議となつた。</p> <p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成14年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会決算について ②平成15年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会補正予算（第1号）について <p>(2) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市名候補（案）第2次選考について ②議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続） ③地方税の取扱い（その2）について ④公共的団体等の取扱いについて ⑤各種福祉制度の取扱い（その1）について ⑥商工・観光関係事業の取扱い（その2）について ⑦第14回合併協議会日程について <p>(3) 提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市の事務所の位置について ②事務機構及び組織について ③学校教育関係の取扱い（その2）について ④若者定住促進対策について ⑤新市建設計画（主要事業、財政計画等）について
6月25日	第14回	<p>新市名については、投票により『南あわじ市』と決定した。また、新市の事務所の位置として『三原町市善光寺18番地27』に、新市建設計画の主要事業、財政計画等が確認された。なお、「議会議員の任期の取扱い」については調整がつかず一旦取り下げとなつた。</p> <p>(1) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新市名候補（案）第2次選考について（継続） ②新市の事務所の位置について ③事務機構及び組織について

		<p>④議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続） ⑤学校教育関係の取扱い（その2）について ⑥若者定住促進対策について ⑦新市建設計画（主要事業、財政計画等）について ⑧第15回合併協議会日程について</p> <p>(2) 提案事項</p> <p>①使用料、手数料等の取扱い（その2）について ②国民健康保険事業の取扱いについて ③消防団の取扱いについて ④下水道事業の取扱いについて</p>
7月30日	第15回	<p>国民健康保険税については合併翌年度に統一、下水道料金については合併時に三原町の例によることがそれぞれ確認された。</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>①合併協議会委員の変更について</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>①使用料、手数料等の取扱い（その2）について ②国民健康保険事業の取扱いについて ③消防団の取扱いについて ④下水道事業の取扱いについて ⑤第16回合併協議会日程について</p> <p>(3) 提案事項</p> <p>①各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて ②保健衛生の取扱い（その2）について</p>
8月20日	第16回	<p>「各種団体への補助金、交付金等の取扱い」については、公共的必要性、有効性、公平性等の観点から新市において調整することが確認された。</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>①各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて ②保健衛生の取扱い（その2）について ③第17回合併協議会日程について</p> <p>(2) 提案事項</p> <p>①合併の期日について ②各種福祉制度の取扱い（その2）について</p>
9月3日	第17回	<p>合併の期日を『平成17年1月11日』に、保育料を合併翌年度より統一すること等を確認した。</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>①合併の期日について ②各種福祉制度の取扱い（その2）について ③第18回合併協議会日程について</p> <p>(2) 提案事項</p> <p>①特別職の職員の身分の取扱いについて ②一部事務組合等の取扱い（その3）について</p>
9月24日	第18回	<p>議会議員の定数及び任期の取扱いについて協議し、合併特例法の規定による在任特例を適用し、その期間を10ヶ月とした。この際、合併協議会で唯一採決による確認となった。</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>①住民説明会開催について</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>①議会議員の定数及び任期の取扱いについて ②特別職の職員の身分の取扱いについて ③一部事務組合等の取扱い（その3）について ④農林水産関係事業の取扱い（その4）について ⑤新市名『南あわじ市』決定記念ポスター応募作品選考について ⑥第19回合併協議会日程について</p>

10月17日	第19回	<p>水道料金について淡路広域水道企業団への統合が遅れた場合を想定して南あわじ市としての料金体系を策定し、報告した。</p> <p>(1) 報告事項 ①合併協定調印式の概要について ②新市の水道料金の考え方について</p> <p>(2) 协議事項 ①第20回合併協議会日程について</p> <p>(3) 提案事項 ①合併協定書（案）について</p>
11月19日	第20回	<p>これまで協議してきた協定項目を『合併協定書』とし、12月6日の『合併協定調印式』に提出することを確認した。</p> <p>(1) 報告事項 ①新市名『淡路市』の再考に関する要請について ②合併住民説明会の開催結果について</p> <p>(2) 協議事項 ①合併協定書（案）の一部変更について ②合併協定書（案）について ③第21回合併協議会日程について</p>
平成16年 2月18日	第21回	<p>平成15年12月9日の各町議会において合併関連議案の議決を受けて今後詳細な業務の調整を行っていくことが報告され、その1つとして南あわじ市組織機構（骨格案）が提示され、確認された。</p> <p>(1) 報告事項 ①合併協議会委員の委嘱について ②組織機構の骨格（案）について</p> <p>(2) 協議事項 ①新市の市章の公募（案）について ②市章小委員会の設置について ③第22回合併協議会日程について</p>
4月28日	第22回	<p>「南あわじ市」の廃置分合処分について兵庫県知事の決定書及び総務大臣の官報告示が報告された。</p> <p>(1) 報告事項 ①「南あわじ市」の廃置分合処分決定について ②緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会幹事会設置要領の一部改正について ③平成15年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会補正予算（第2号）について ④平成16年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会予算について ⑤兵庫県町議会議員公務災害補償組合並びに淡路鳴門岬公園開発事務組合の取扱いについて ⑥「南あわじ市」市章の公募状況（中間）報告について</p> <p>(2) 協議事項 ①「南あわじ市」市章の選定方法について ②第23回合併協議会日程について</p>
7月14日	第23回	<p>新市の組織機構（案）として各部署の名称、主な事務分掌等が報告された。また、市章公募についても応募総数1,897点が確定値として報告され、新市の市章が選定された。</p> <p>(1) 報告事項 ①南あわじ市の組織・機構（案）について ②平成15年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会決算について ③平成16年度緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会補正予算（第1号）について</p>

		<p>④「南あわじ市」の指定金融機関の内定について ⑤「南あわじ市」市章の公募状況（確定）報告について</p> <p>(2) 协議事項</p> <p>①「南あわじ市」市章の選定について ②第24回合併協議会日程について</p>
10月15日	第24回	<p>新市の特別職の報酬について「南あわじ市特別職の報酬等検討委員会」より答申があり、原案のとおり確認した。また、組織機構（案）として各部署の配置人員等が報告された。</p> <p>(1) 「南あわじ市」新市章の最優秀賞授賞式について (2) 報告事項</p> <p>①合併協議会委員の変更について ②事務確認書の報告について ③南あわじ市特別職の報酬等答申について ④南あわじ市職員配置計画（案）について ⑤南あわじ市定員管理計画（案）について ⑥南あわじ市財政計画の見直しについて ⑦字の区域（名称）の一部変更について ⑧南あわじ市農業委員会選挙区設置について ⑨南あわじ市公共施設の名称について ⑩新市移行にかかる準備業務進捗状況について</p> <p>(3) 協議事項</p> <p>①第25回合併協議会日程について</p>
12月27日	第25回	<p>「南あわじ市長職務執行者」については、長江和幸西淡町長に決定したことが報告された。また、合併に伴い「緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会」の廃止に関する議案が各町議会において議決されたことが報告された。</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>①南あわじ市長職務執行者について ②字の区域（名称）の一部変更について ③南あわじ市開庁式（案）について ④緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会の廃止について</p>

(5) 合併協議会関連資料

ア 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会規約

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 緑町、西淡町、三原町及び南淡町（以下「4町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 この協議会は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 4町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、4町の合併に関し必要な事項

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、三原町市善光寺18番地の27に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、4町の長がその協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 4町の長

(2) 4町の議会の長及び議員1名

(3) 4町の長が協議して定めた学識経験を有する者17名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

4 会長は、前項の規定にかかわらず必要に応じて第12条の規定に基づく幹事会の長及び副幹事長を出席させることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、担任事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の職員)

第14条 協議会の事務に従事する職員は、4町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(会計)

第15条 協議会に要する経費は、4町が協議して負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長が4町の監査委員のうちから協議会の同意を得て、2名を委嘱して監査する。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長の属する町の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

イ 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会小委員会規程

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（以下「協議会」という。）小委員会（以下「小委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。（所掌事務）

第2条 小委員会は、協議会から付託された専門分野における事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 小委員会は、前条に規定する所掌事務を分野ごとに必要に応じて、規約第6条に規定する会長（以下「会長」という。）が指名する委員で組織する。

2 小委員会の組織は、会長が別に定める。

(委員長等)

第4条 小委員会に委員会ごとに委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会は、会長の命により委員長が招集し、会議の議長となる。

(報告)

第6条 委員長は、協議会から付託された事項の調査及び審議結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月24日から施行する。

ウ 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会会議運営規程

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（以下「協議会」という。）会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、会議を非公開とする場合は、規約第6条に規定する会長（以下「会長」という。）は、規約第7条に規定する委員（以下「委員」という。）にこれを諮るものとし、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、規約第6条に規定する副会長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言する。

(傍聴)

第5条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録の公開)

第7条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

(規律)

第8条 何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならぬ。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月24日から施行する。

エ 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会傍聴規程

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会会議運営規程第5条第2号の規定に基づき、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（以下「協議会」という。）会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（様式第1号）に住所、氏名を記入の上、傍聴証（様式第2号）の交付を受けるものとする。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴受付簿の順に交付する。ただし、傍聴希望者が前条で定める定員を超える場合は、くじにより定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を定めるものとする。

(傍聴証の返還)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終えて退場しようとするときは、これを返還するものとする。

(会場に入ることのできない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）の規定により、撮影又は録音することについて、協議会規約第6条に規定する会長（以下「会長」という。）の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者
2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源はきること。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月24日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日開催

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会

傍聴受付簿

会議名（ ）

受付番号	氏 名	住 所	傍聴証番号

様式第2号（第4条関係）

傍 聽 証

第 号

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会

オ 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会会議録等閲覧規程

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会会議運営規程第7条の規定に基づき、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

2 閲覧は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行うことができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第4条 閲覧に供する場所は、協議会事務局及び協議会を構成する町の指定する場所とし、その時間は、当該事務局又は町の指定する場所の執務時間内とする。

(会議録等の複写等)

第5条 閲覧者は会議録等を閲覧し、その内容を他に写す方法は筆記に限るものとする。ただし、会議に提出された文書で特に指定するものについては、この限りでない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月24日から施行する。

別記様式（第2条関係）

会 議 錄 等 閲 覧 申 出 書

平成 年 月 日

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会長 様

申出者 住所
氏名
電話 ()

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記の通り申し出ます。

記

1 閲覧希望日時 平成 年 月 日 ()
午前・午後 時 分 ~ 時 分

2 閲覧希望文書 (1)会議の名称：

(2)文書の種類

- 会議録
- 会議に提出された文書

3 閲覧の目的 □協議会の審議状況を把握するため

□協議会の審議状況を広報するため

□合併についての論議資料とするため

□その他 ()

(該当する所にチェックを付けてください)

カ 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会財務規程

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、緑町、西淡町、三原町及び南淡町（以下「関係4町」という。）からの負担金及び繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理、執行に関する経費をもってその歳出とするものとする。

(予算の調製等)

第3条 規約第6条に規定する会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に報告するものとする。

2 協議会の会計年度は地方公共団体の会計年度による。

(出納及び現金の保管)

第4条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等、確実な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第5条 会長は、協議会事務局職員のうちから出納員を命じることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(決算の調製等)

第6条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、協議会に報告するものとする。

(報酬等)

第7条 規約第7条に規定する委員（以下「委員」という。）が協議会に出席した場合は、報酬を支給する。

2 報酬の額は、予算でこれを定める。

3 前項の規定は、規約第16条の監査委員について準用する。

(費用弁償等)

第8条 委員、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会幹事会設置要領第3条に規定する幹事及び緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会事務局規程第3条に規定する事務局職員が、協議会用務で旅行した場合は、会長の属する町の旅費の例により、協議会において支給する。

(準用規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関する事項については、会長の属する町の財務規則の例による。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

キ 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会公印に関する規程

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会公印に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会における公印の管理及び使用その他の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び保管者)

第2条 公印の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その管理者は、右欄に掲げる者とする。

	公 印 の 種 類	公 印 管 理 者
職 印	会 長 印	事 務 局 長
	会 長 職 務 代 理 者 印	事 務 局 長

2 公印管理者が不在のときは、事務局次長が代理する。

(公印のひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印管理者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合は、堅固な容器に納め、原則として錠を施し、管理については、次の区分に従い、管理しなければならない。

(1) 執務時間 公印管理者

(2) 休日及び退庁时限後 公印管理者

2 公印は、特に管理者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持出してはならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄)

第5条 公印管理者は、公印を調製し、改刻し又は廃棄する必要があると認めた場合は、会長に公印の調製（改刻）（廃棄）の承認を受けなければならない。

(公印台帳)

第6条 公印管理者は、公印台帳（様式第1号）を備え、公印の種類、用途及び印影、その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の事故)

第7条 公印管理者は、公印に盜難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに会長へ報告しなければならない。

(公印の使用)

第8条 公印を使用するときは、公印管理者に決裁文書を提示し、その承認を受け管理者の面前で押印しなければならない。

2 公印管理者は、公印の使用を承認したときは、公印使用簿（様式第2号）に、公印使用請求者の職及び氏名並びに文書の番号、使用目的又は件名及び発送先その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の刷込み)

第9条 公印は、特に必要があると認められるときは、印影を印刷することができる。この場合においては、刷込みのつど公印管理者を経て会長に公印刷込みの承認を受けなければならない。印刷に使用した原版は、公印の取扱いに準じて、公印管理者が保管する。

2 前項後段の規定は、会長の承認を受けた場合はこの限りでない。

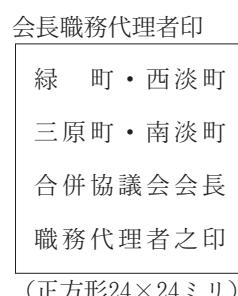
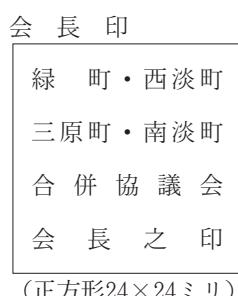
附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別 表

公印のひな形及び寸法

1 職 印



様式第1号

公 印 台 帳

公 印 名			書 体	
			寸 法	
使 用 期 間	平成 年 月 日	廢 止	平成 年 月 日	
		理 由	磨減・職制変更・その他	
用 途		印 影	平成 年 月 日押捺	
管 理 者	事務局長			
摘 要				

様式第2号

公 印 使 用 簿

局長印	月 日	文書番号	使用目的 又は件名	発 送 先	使 用 者	
					職 氏 名	印

ク 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会幹事会設置要領

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会幹事会設置要領

(設置)

第1条 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、4町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長1名を置く。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて隨時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名		
緑 町	助役又は同等の職にある者	総務課長	まちづくり課長
西 淡 町	助 役	総務課長	企画政策課長
三 原 町	助 役	総務課長	企画室長
南 淡 町	助 役	総務課長	町長公室長
三原郡広域事務組合	—	事務局長	—

ケ 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会事務局規程

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて兵庫県職員を助言者として派遣要請ができるものとする。

3 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 班に属する業務の調整
- (2) 班に属する職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること
- (2) 物品及び現金の出納に関すること
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
- (4) その他軽易な事項に関すること

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町の例による。

(給与)

第8条 職員の給与については、それぞれ派遣する町の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する町の例により協議会が支給する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

第1次改正規程附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

班 名	分 掌 事 務
総務班	1 庶務及び会計に関すること 2 合併の諸手続きに関すること 3 協議会の会議に関すること 4 合併に係る広報に関すること 5 合併に係る資料の編纂に関すること 6 人事に関すること 7 報酬等支給に関すること 8 合併の方式に関すること 9 合併の期日に関すること 10 新市の名称に関すること 11 新市の事務所の位置に関すること 12 財産の取扱いに関すること 13 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 14 地方税の取扱いに関すること 15 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 16 特別職の身分の取扱いに関すること 17 条例、規則等の取扱いに関すること 18 事務組織及び機構の取扱いに関すること 19 一部事務組合等の取扱いに関すること 20 町名・字名の取扱いに関すること 21 慣行の取扱いに関すること 22 その他議会・総務・企画部会に関すること 23 その他他の班に属さないこと
政策班	1 使用料、手数料等の取扱いに関すること 2 補助金、交付金等の取扱いに関すること 3 公共的団体等の取扱いに関すること 4 国民健康保険事業の取扱いに関すること 5 介護保険事業の取扱いに関すること 6 消防団の取扱いに関すること 7 その他教育・住民・福祉部会に関すること
計画班	1 新市建設計画に関すること 2 財政計画に関すること 3 予算編成に関すること 4 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 5 その他産業経済・建設・上下水道部会に関すること
情報班	1 電算システム統合に関すること 2 地域公共ネットワークの整備に関すること 3 地域情報化施策に関すること

コ 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会専門部会設置要領

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会幹事会設置要領（以下「要領」という。）第7条の規定に基づき、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会幹事長（以下「幹事長」という。）並びに緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会事務局長（以下「事務局長」という。）の指示

を受け、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる所管課の長をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長若しくは事務局長の要請又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長並びに事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）専門部会委員

専門部会	関係 所 管 課			
	緑 町	西 淡 町	三 原 町	南 淡 町
議 会 部 会	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
総 務 部 会	総務課 住民生活課 会計課	総務課 企画政策課 税務課 会計課	総務課 企画室 税務課 出納室	総務課 町長公室 税務課 会計課
企 画 部 会	まちづくり課	企画政策課	企画室	町長公室
教 育 部 会	教委総務課	教委事務局	教委総務課 教委社会教育課	教委学校教育・庶務課 教委社会教育課
住 民 部 会	住民生活課 健康福祉課	住民生活課 健康福祉課	住民生活課 健康福祉課	住民福祉課 商工観光・環境課 町長公室 総務課
福 祉 部 会	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	住民福祉課
産 業 経 済 部 会	農業委員会 農林商工課 建設課	農業委員会 農林水産課 農地整備課 商工観光課	農業委員会 農林振興課 農地整備課 商工観光課	農業委員会 農林水産課 商工観光・環境課
建 設 部 会	建設課 住民生活課	建設課 商工観光課	建設課	建設課
上 下 水 道 部 会	上下水道課	上下水道課	水道課 下水道課	上下水道課

サ 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会分科会設置要領

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会分科会設置要領

(設置)

第1条 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会専門部会設置要領第7条の規定に基づき、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会事務局長（以下「事務局長」という。）並びに緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会専門部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる所管課の職員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 1名

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長若しくは部会長の要請又は分科会長が必要に応じて隨時開催するものとする。

2 分科会長は分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、事務局長並びに部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）分科会委員

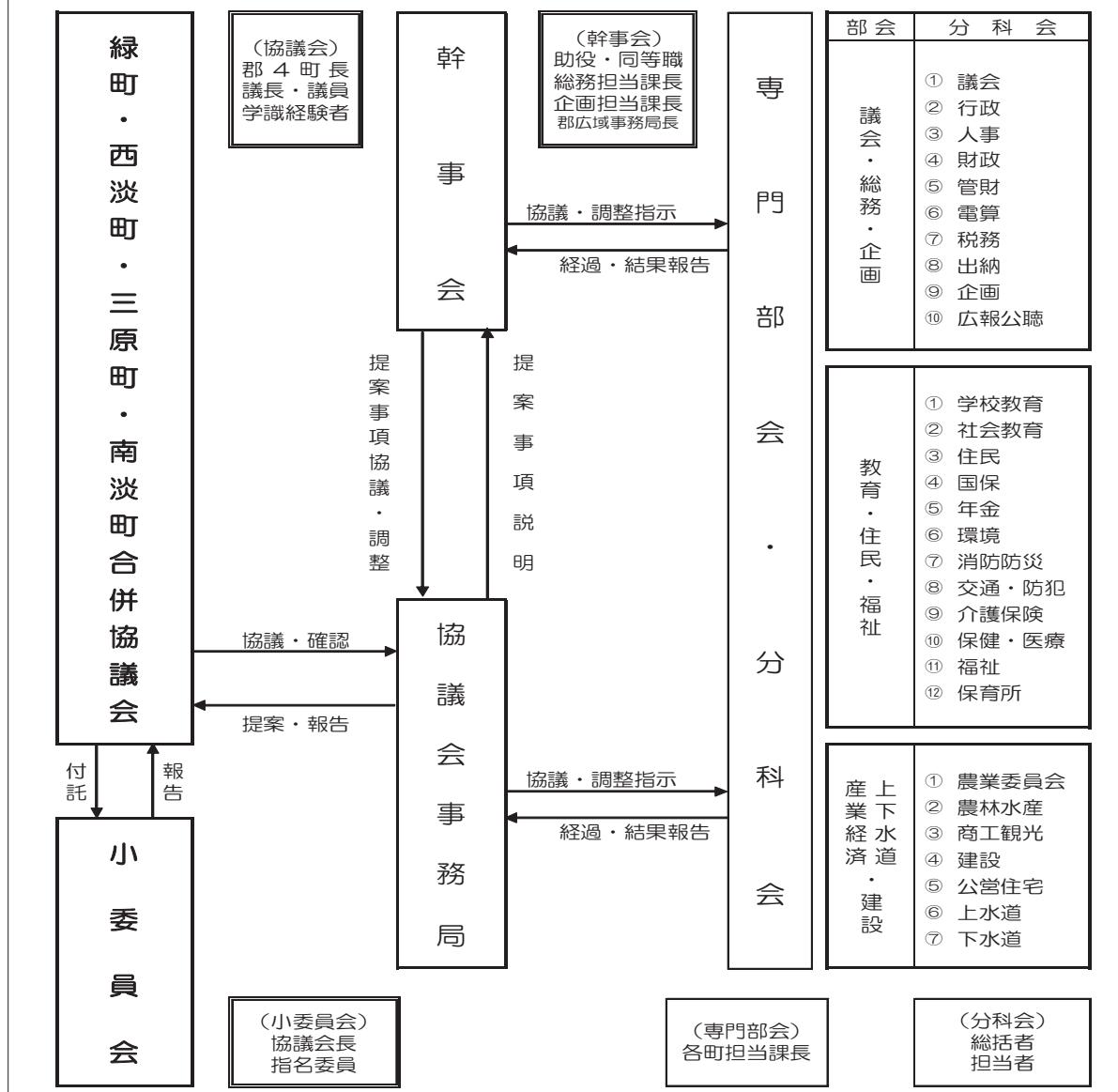
担当部会名	分科会名	関係所管課			
		緑町	西淡町	三原町	南淡町
議会部会	議会分科会	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
総務部会	行政分科会	総務課	総務課	総務課	総務課
	人事分科会	総務課	総務課	総務課	総務課
	財政分科会	総務課	総務課	総務課	総務課
	管財分科会	総務課	総務課	総務課	総務課
	電算分科会	総務課	企画政策課	企画室	町長公室
	税務分科会	住民生活課	税務課	税務課	税務課
	出納分科会	会計課	会計課	出納室	会計課
企画部会	企画分科会	まちづくり課	企画政策課	企画室	町長公室
	広報公聴分科会	まちづくり課	企画政策課	企画室	町長公室
教育部会	学校教育分科会	教委総務課	教委事務局	教委総務課	教委学校教育・庶務課
	社会教育分科会	教委総務課	教委事務局	教委社会教育課	教委社会教育課
住民部会	住民分科会	住民生活課	住民生活課	住民生活課	住民福祉課
	国保分科会	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	住民福祉課
	年金分科会	健康福祉課	住民生活課	住民生活課	住民福祉課
	環境分科会	住民生活課	住民生活課	住民生活課	商工観光・環境課

住民部会	消防防災分科会 交通・防犯分科会	住民生活課 住民生活課	住民生活課 住民生活課	住民生活課 総務課
福祉部会	介護保険分科会	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課 住民福祉課
	保健・医療分科会	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課 住民福祉課
	福祉分科会	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課 住民福祉課
	保育所分科会	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課 住民福祉課
産業経済部会	農業委員会分科会	農林商工課	農林水産課	農委事務局 農委事務局
	農林水産分科会	農林商工課	農林水産課 農地整備課	農林振興課 農地整備課 農林水産課
	商工観光分科会	農林商工課	商工観光課	商工観光課 商工観光・環境課
建設部会	建設分科会	建設課	建設課	建設課 建設課
	公営住宅分科会	住民生活課	商工観光課	建設課 建設課
上下水道部会	上水道分科会	上下水道課	上下水道課	水道課 上下水道課
	下水道分科会	上下水道課	上下水道課	下水道課 上下水道課

※各分科会の構成委員は、担当課の総括者及び担当職員とする。

シ 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会組織図

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会組織図



6 新市建設計画にかかる協議

(1) 新市建設計画の意義と役割

ア 法的役割

市町村の合併の特例に関する法律（以下この項において「法」という。）によると「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されている。

また、計画に盛り込むべき事項については①建設の基本方針②根幹となるべき事業に関する事項③公共的施設の統合整備に関する事項④財政計画の4項目について政令で定めるところにより作成することとされている。

市町村建設計画は、合併協議会が作成、変更するものであり、法に基づく様々な財政措置を合併市町村が受けるためには、この計画の策定が前提となっている。

イ 南あわじ市における新市建設計画の役割

南あわじ市の合併は、車社会の進展による生活圏域の広域化や地方分権、行政改革による自主的な行政運営の必要性などの社会的背景をもとに、将来のこの地域の発展のため自主的に行われたものである。

また、地理的に連たんしているとともに、三毛作を中心とした農業地帯としての歴史や文化を有している。

さらに、ごみ処理やし尿処理などの行政施策を共同で実施するなど、住民への影響や住民意識の点からも自然な形で合併が推進されてきた。

南あわじ市は、合併を手段として、行政の効率化を図り、基盤の強化を進めながら、真に住民福祉の向上のための施策を展開していかなければならない。

このような合併の必要性と目的から、より具体的に施策を推進する必要があり、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会が作成した「新市建設計画」の役割は、非常に重要なものである。

ウ 総合計画との整合

総合計画は地方自治法の規定に基づき策定することとされており、策定の意義は、市町村が将来にわたる経営の基本を確立するとともに、行政組織及び施策をまとめのあるものとすることにより、個性と魅力にあふれた「まちづくり」を進めるための基本となるものである。

さらに役割としては、市町村が発展するために長期的な視野の下に施策の選択、優先順位の決定を行うなど計画的行政運営の指針となりうる。

緑町では、平成13年3月に第4次総合計画を策定しており、「グリーン・タウン 光と水と緑のまち」を基本理念としている。

西淡町では、平成13年3月に第4次総合計画を策定しており、「住んでよかった 住んでみたい町 西淡」をまちづくりの将来像としている。

三原町では、平成13年3月に第4次総合計画を策定しており、「雄途三原・恵みの大地と生命輝くやさしいまち」をまちづくりの将来像としている。

南淡町では、平成13年1月に第4次総合計画を策定しており、「こころ豊かな 青春のまち 南淡」をまちづくりの将来像としている。

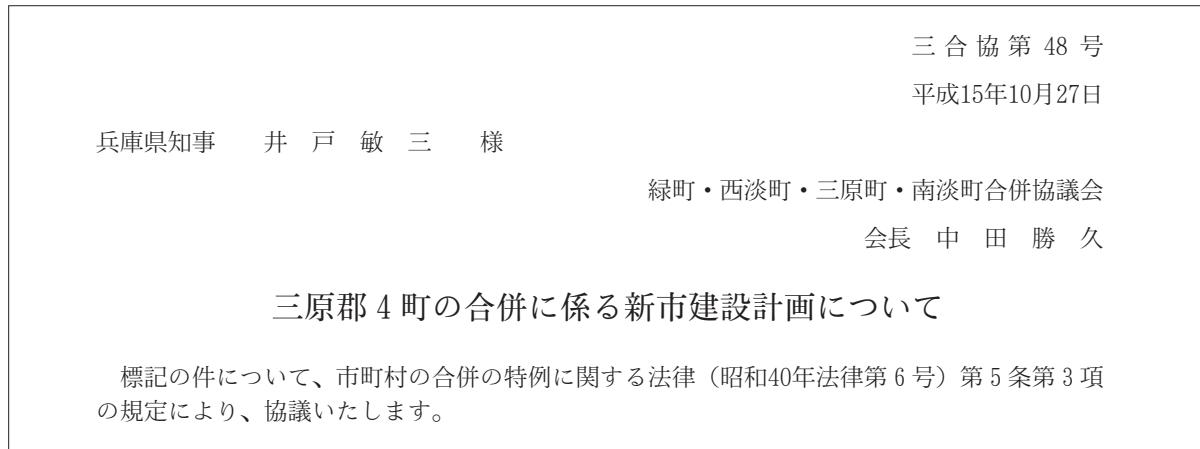
これら4町におけるまちづくりの方向性を見ると、自然環境や地球と人との共生といった視点が明確に見て取れ、自然環境との関係を重視した住みよい環境づくりを目指すという方向性が共通ビジョンである。「新市建設計画」は4町の総合計画に基づき基本方針を作成し、主要事業（施策）については4町の実施計画等をもとに施策の整合を図り、合併により必要となる施策や一体的に継続して実施する施策について取捨選択し、総合計画との整合を図った。

(2) 合併協議会での協議

平成15年4月17日の第11回合併協議会にて「基本構想」を、続いて平成15年6月25日の第14回合併協議会にて「主要事業」、「財政計画」等をそれぞれ協議し、確認した。

(3) 県との協議

合併協議会で協議確認後、兵庫県と事前協議を行い、平成15年10月27日に兵庫県知事と正式協議を行うに至った。



7 合併協定調印式と議案の議決

(1) 合併協定調印式

平成14年4月24日の第1回合併協議会から平成15年11月19日の第20回合併協議会まで約19ヶ月にわたって合併協定43項目の協議を行い、確認された。

これを受けて平成15年12月6日に4町による合併協定調印式が、三原郡生活文化会館において合併協議会委員の立会いのもと開式され、滞りなく調印された。



合併協定書に署名する4町長
(合併協定調印式)

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協定調印式次第

日時：平成15年12月6日(土) 午前10時

場所：三原郡生活文化会館3階大ホール

- | | |
|----------|--|
| 1. 開会の辞 | |
| 2. 経過報告 | 三原町助役 烏井 盛男 |
| 3. 調 印 | 緑町長 金山 和永
西淡町長 長江 和幸
三原町長 中田 勝久
南淡町長 森 紘一 |
| 4. 立会人署名 | 合併協議会2号・3号委員 |
| 5. 主催者挨拶 | 三原町長 中田 勝久 |
| 6. 来賓祝辞 | 兵庫県副知事 藤本 和弘
兵庫県議会議員 永田 秀一
三原郡町議会議長会長 石金 政宏 |
| 7. 閉会の辞 | 西淡町長 長江 和幸 |

(2) 合併関連議案の議決

4町長による合併協定書調印を受けて、平成15年12月9日、4町で開催された定例議会において廃置分合関連4議案が一斉に提案された。それぞれ賛成多数をもって可決され、合併に向かって大きく前進した。

4町において提案された合併関連議案は、次のとおりである。

ア 廃置分合申請について

【議案】

議案第〇〇号

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の 廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の2の規定により、平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することを兵庫県知事に申請することについて、地方自治法第7条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成15年12月9日提出

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

イ 財産処分について

【議案】

議案第〇〇号

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することに伴う財産処分を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり三原郡〇〇町、同郡〇〇町及び同郡〇〇町と協議のうえ定めることについて、同法同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成15年12月9日提出

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

【協議書】

**三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の
廃置分合に伴う財産処分に関する協議書**

平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の財産は、すべて新たに設置する「南あわじ市」に帰属させる。

平成15年11月27日

緑町長	金山和永
西淡町長	江和幸
三原町長	中田勝久
南淡町長	森紘一

ウ 議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期について

【議案】

議案第〇〇号

**三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の
廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙
による委員の任期に関する協議について**

平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することに伴う、議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関して、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づき、別紙のとおり三原郡〇〇町、同郡〇〇町及び同郡〇〇町と協議のうえ定めることについて、同法第7条第4項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成15年12月9日提出

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

【協議書】

**三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の
廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙
による委員の任期に関する協議書**

平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することに伴う三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1. 議会の議員の在任

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年11月10日まで、引き続き新たに設置する「南あわじ市」の議会の議員として在任する。

2. 農業委員会の選挙による委員の任期

新たに設置する「南あわじ市」に一つの農業委員会を置き、三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで、引き続き新たに設置する「南あわじ市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成15年11月27日

緑町長	金山和永
西淡町長	長江和幸
三原町長	中田勝久
南淡町長	森紘一

エ 新市の議会の議員の定数について

【議案】

議案第〇〇号

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の 廃置分合に伴い新たに設置される市議会の議員の定数 に関する協議について

平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することに伴う、同市議会議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定に基づき、別紙のとおり三原郡〇〇町、同郡〇〇町及び同郡〇〇町と協議のうえ定めることについて、同法同条第10項の規定により、議会の議決を求める。

平成15年12月9日提出

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

【協議書】

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の 廃置分合に伴い新たに設置される市議会の議員の定数 に関する協議書

平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することに伴う、同市議会議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定める。

記

新たに設置する「南あわじ市」議会の議員の定数は、28人とする。

平成15年11月27日

緑町長	金山和永
西淡町長	長江和幸
三原町長	中田勝久
南淡町長	森紘一

オ 議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に係る告示

〇〇町告示第〇〇号

平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することに伴う、議会議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項及び第8条第1項の規定により、次のとおり三原郡〇〇町、同郡〇〇町及び同郡〇〇町と協議して定めた。

平成15年12月〇〇日

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

記

1. 議会の議員の在任

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年11月10日まで、引き続き新たに設置する「南あわじ市」の議会の議員として在任する。

2. 農業委員会の選挙による委員の任期

新たに設置する「南あわじ市」について一つの農業委員会を置き、三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで、引き続き新たに設置する「南あわじ市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

力 議会の議員の定数に係る告示

○○町告示第○○号

平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することに伴う、同市議会議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、次のとおり三原郡○○町、同郡○○町及び同郡○○町と協議して定めた。

平成15年12月○○日

○○町長 ○ ○ ○ ○

記

新たに設置する「南あわじ市」議会の議員の定数は、28人とする。

キ 提案理由説明

本日上程されました○○町と○○町、○○町、○○町の合併関連議案の提出にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第○○号は、平成17年1月11日に三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃止し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置する議案であります。

議案の説明に先立って、今般の合併関連議案提案に至る経緯をご説明いたします。

三原郡4町は、ご承知のとおり三原平野を中心とした地形を形成し、地理的にも歴史的にも、又経済・文化・生活の面においても深い結びつきを有してきたところであります。こうした中で、昭和45年の合併協議をはじめとして過去2回の話し合いが持たれてまいりましたが、住民のコンセンサスが得られなかったことや当時の緑町長の急逝等で、残念ながらいずれも不成立となつた経緯がございます。

しかしながら、近年、地方分権・少子高齢化・財政状況の悪化・生活圏の広域化等により、三原郡を取り巻く状況は大きく変化してきており、こうしたなか、今回第3回目の合併問題の調査・研究・協議が進められてきたわけでございます。

今回の合併協議のきっかけは、平成11年4月の郡内議会議員20名による合併問題検討委員会の報告の中で「郡が抱える広域的な事務の課題解決のため、又、今後の地方分権の受け皿としても各町で対応するより、三原郡4町が主体的に合併して取り組むことが重要である」との結論が取りまとめられた事にあります。これを受け、郡町長会・議長会等での協議を重ねた結果、三原郡における合併問題の調査研究組織として、町長、議長を構成メンバーとする、三原郡任意合併協議会を平成13年4月に設置したところでございます。

この任意合併協議会では、過去2回の合併協議の経緯を踏まえまして、いわゆる合併に関する基本的5項目について、(1)合併の形式については、対等合併 (2)新市の名称については、住民からの意見を主に法定協議会で決定。ただし、現町名は吸収合併のイメージがあるので使用しない。(3)合併期日については平成17年1月中に新市発足。それ以前に早くできれば、なお良し。(4)新庁舎の位置については、①基本的に合併しても当分の間は新庁舎は建設しない。②地理的中心地に考える。(5)財産の取り扱いについては、財産等は、全て持ち寄る。という、基本的な確認を行うとともに三原郡・淡路の地理的条件・人口・財政状況等の各種の現況調査、合併におけるメリット・デメリットの検討、広報活動としてホームページの開設・合併協議会だよりの発行、住民説明会・シンポジウム等の開催に取り組んでまいりました。

そして、平成14年3月には、各町議会の議決をいただき、4月には地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づく、「緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会」を設置いたしたところございます。

この合併協議会には、各町から町長、議長、議会選出議員、学識経験者4名の7名並びに県から淡路県民局長のご参加を得て、総勢29名の委員で、約19ヶ月間をかけて、各般の調整を行ってまいりました。

この間、20回の合併協議会を開催し、また、町議会におかれましても、町特別委員会等で検討を進められ、新市建設計画の策定をはじめ、全部で43にわたる合併協定項目について調整し、12月6日に合併協定書の調印が行われたところであります。このように4町の合併協議が整い、合併協定書の調印ができましたことは、合併にたゆまぬ努力を傾注してこられた諸先輩方並びに町議会議員各位のご尽力の賜物であると深く敬意を表する次第であります。今臨時議会において合併関連議案の議決をいただきますと、兵庫県及び総務省における一連の手続を経て、平成17年1月11日に新しい「南あわじ市」が誕生する運びとなりますので、本日ここに合併関連議案を提出した次第であります。

それでは、議案の説明に入ります。

まず、議案第〇〇号三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の廃置分合につきましては、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会において、新市建設計画その他合併に関する協議が整い、12月6日、合併協議会委員の立会いのもとで、4町長が合併協定書に調印をいたしましたところでございます。この合併協議会の合意に基づき、緑町、西淡町、三原町、南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することを兵庫県知事に申請することについて、地方自治法第7条第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案〇〇号三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議につきましては、緑町、西淡町、三原町、南淡町の合併に伴い、4町が所有する財産をすべて、新しく生まれる「南あわじ市」に帰属させることについて、地方自治法第7条第4項の規定に基づき、財産処分に関する協議を、別紙のとおり定めようとするものでございます。

次に、議案〇〇号三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期に関する協議につきましては、緑町、西淡町、三原町、南淡町の合併に伴い、議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、経過措置を別紙のとおり4町で定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議会の議員につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年11月10日まで（10ヶ月間）引き続き、新しい「南あわじ市」の議員として在任するものでございます。

また、農業委員会の委員につきましては、新たに生まれる「南あわじ市」に一つの農業委員会を置き、選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで引き続き、新しい「南あわじ市」の農業委員会の委員として在任するものでございます。

次に、議案〇〇号三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数を定める協議につきましては、緑町、西淡町、三原町、南淡町の合併に伴い、新しく生まれる「南あわじ市」議会の議員の定数を定めることについて、地方自治法第91条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

8 廃置分合の申請

(1) 廃置分合申請書の提出

4町の廃置分合関連議案の議決を受けて、平成15年12月18日、4町長から兵庫県知事宛に「廃置分合申請書」が提出された。

【廃置分合申請書】

緑 第8-171号
西 淡 第2651号
三 企 第774号
南町公 第162号
平成15年12月18日

兵庫県知事 井戸 敏三様

緑町長	金山和永
西淡町長	長江和幸
三原町長	中田勝久
南淡町長	森紘一

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の 廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の2の規定により、平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに「南あわじ市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第1 新市名及び名称選定の理由
- 第2 新市の事務所の位置及び選定の理由
- 第3 合併予定年月日
- 第4 廃置分合を必要とする理由
- 第5 合併協定書
- 第6 新市建設計画
- 第7 議会の議決書及び会議録の写し
- 第8 協議書（写）
- 第9 現況表等
- 第10 その他参考資料

【目次】

	目 次
第1 新市名及び名称選定の理由	1
第2 新市の事務所の位置及び選定の理由	3
第3 合併予定年月日	5
第4 廃置分合を必要とする理由	7
1 位置と地勢	8
2 人口と面積	8
3 4町の沿革	8
4 4町の現況	9
5 合併までの経過及び取組	9
6 廃置分合を必要とする理由	10
第5 合併協定書（別添）	12
第6 新市建設計画（別添）	14
第7 議会の議決書及び会議録の写し（別添）	16
第8 協議書（写）	16
第9 現況表等	23
1 現況表	24
2 市の要件に関する調書	27
第10 その他参考資料	63
その1 法定合併協議会関係	65
その2 任意合併協議会（合併研究会）関係	69
その3 合併協議会の規約等	71
その4 合併協議会の組織図	94
その5 合併協議会の委員名簿等	95
その6 緑町、西淡町、三原町及び南淡町の位置図	97
その7 施設等の一覧表及び現況写真等	98

(2) 兵庫県議会の議決と知事の 処分決定通知

平成16年3月25日、先に提出した廃置分合申請に対し、兵庫県議会において議決され、同日兵庫県知事より4町長に対し「市の廃置分合処分決定書」が交付された。



知事より廃置分合処分決定書の交付
(兵庫県庁)

【処分決定書】

市の廃置分合処分決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の2の規定により、平成17年1月11日から三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域を持って新たに南あわじ市を設置する。

平成16年3月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

(3) 廃置分合の告示

平成16年4月16日、町の廃置分合の告示（総務省告示第356号）が、官報に掲載された。

【総務省告示第356号】

市町の廃置分合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、兵庫県三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域を持って南あわじ市を設置する旨、兵庫県知事から届出があるので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成17年1月11日からその効力を生ずるものとする。

平成16年4月16日

総務大臣 麻生 太郎

9 住民説明会と住民の動向

三原郡4町での合併に向け、平成13年4月2日任意協議会を発足、翌年4月1日に合併協議会を設置し、合併に係る合併協定項目の協議を鋭意進めてきた。合併までの間、任意協議会では「合併情報ホットライン」、合併協議会発足後は「こちら合併情報局です」等の合併広報誌を発刊し、毎月郡内の各戸に配布、ケーブルテレビなどのメディアも活用して、常に合併協議の内容を住民に情報発信してきた。

また、住民への合併情報の提供と併せて、合併への機運の醸成とコンセンサスの構築を図るため、直接住民の意見を聴取し、合併の方向性を確立しようと平成13年度から平成15年度にかけて各町主催で住民説明会を開催してきた。また、合併への住民の理解と啓蒙を図るため、合併を考えるシンポジウム、各種団体や中学生を対象とした合併研修会を行うなど多様な取り組みも実施してきた。

その間、洲本市との繋がりの深かった緑町において合併の枠組みを巡り、住民団体が当時の町長に対してリコール運動を起こし、町長が退職した。町長選挙を実施するなどの影響で、一時合併協議会休止という事態にも陥ったが、その後緑町において住民投票条例が制定され、合併の枠組みについて投票を行った結果、三原郡4町での合併という方向に落ち着いた。



中学生を対象とした研修会
(三原町立三原中学校)

(1) 住民説明会開催結果

ア 開催状況

(ア) 平成13年度

任意協議会発足後、合併に関して行ってきた調査・研究（合併協議に至るまでの経緯、合併の必要性、合併に関する基本的合意事項や今後の基本的な流れ、行財政分析、合併によるメリット・デメリットなど）について、住民に対してより詳細に周知するため開催した。

緑町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
11月 5日	倭文全域	132	558	23.7	倭文小学校体育館
11月 6日	広田全域	110	1,450	7.6	町民センター
12月15日	広田南	37	64	57.8	広田南公会堂
12月16日	不 藤	33	45	73.3	不藤公会堂
12月18日	川 向	25	165	15.2	川向公会堂
12月20日	市 場	47	187	25.1	市場公会堂
12月21日	中 田	50	151	33.1	農村婦人の家
12月22日	広田上	45	101	44.6	広田上公会堂
12月23日	徳原・中山	25	63	39.7	中山公会堂
12月23日	大 丸	29	49	59.2	大丸公会堂
12月25日	中 筋	80	140	57.1	農村集落多目的共同利用施設
1月11日	山 添	33	248	13.3	山添公会堂
1月12日	みどりが丘	28	43	65.1	安心コミュニティプラザみどりが丘
1月13日	堂丸団地	17	52	32.7	町民センター
2月 5日	神 道	29	62	46.8	神道集会所

西淡町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月29日	湊	114	776	14.7	湊地区集会所
10月30日	松 帆	97	1,477	6.6	松帆活性化センター
10月31日	津 井	49	515	9.5	津井小学校体育館
11月 1日	丸 山	44	327	13.5	丸山活性化センター
11月 5日	阿那賀	44	244	18.0	阿那賀コミュニティプラザ
11月 6日	伊加利	60	174	34.5	伊加利小学校体育館
11月 7日	志 知	40	346	11.6	志知小学校体育館

三原町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月31日	榎列・倭文	80	1,298	6.2	榎列地区公民館
11月 5日	神 代	90	950	9.5	神代地区公民館
11月 6日	市	80	1,309	6.1	市地区公民館
11月10日	志 知	60	255	23.5	志知地区公民館
11月12日	八 木	80	1,225	6.5	八木地区公民館

南淡町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月30日	賀 集	240	1, 329	18.1	賀集公民館
10月31日	灘	110	333	33.0	灘開発総合センター
11月 1日	阿 万	190	1, 223	15.5	阿万公民館
11月 7日	福 良	260	2, 553	10.2	中央公民館
11月 9日	沼 島	130	274	47.4	沼島総合センター
11月10日	北阿万	140	657	21.3	農村環境改善センター
11月11日	潮美台	130	488	26.6	潮美台会館

三原郡合計	2, 758人
-------	---------

(イ) 平成14年度

合併協議の動向と緑町長選の結果を踏まえた今後の合併推進方針についての説明を行った。

緑 町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月19日	不 藤	38	48	79.2	不藤公会堂
10月21日	広田南	28	72	38.9	広田南公会堂
10月24日	広田上	44	99	44.4	広田上公会堂
10月25日	市場・県住緑広田	61	189	32.3	市場公会堂
10月26日	中 筋	70	140	50.0	農村集落多目的共同利用施設
10月27日	中 田	56	148	37.8	農村婦人の家
10月29日	大 丸	25	52	48.1	大丸公会堂
10月31日	神 道	44	62	71.0	神道集会所
11月 3日	徳 原	24	29	82.8	徳原公会堂
11月 5日	中 山	17	34	50.0	中山公会堂
11月 8日	川 向	32	162	19.8	川向公会堂
11月 9日	みどりが丘	24	43	55.8	安心コミュニティプラザみどりが丘
11月10日	山 添	54	261	20.7	山添公会堂
11月11日	堂丸団地	11	54	20.4	町民センター
11月15日	安住寺	44	62	71.0	安住寺集落センター
11月16日	庄 田	87	199	43.7	庄田公会堂
11月17日	長 田	55	153	35.9	安心コミュニティプラザながた

西淡町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月23日	全 域	250	3, 850	6.5	中央公民館

三原町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月 9日	全 域	400	5, 115	7.8	中央公民館

南淡町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月24日	賀 集	240	1, 337	18.0	賀集公民館
10月25日	福 良	290	2, 554	11.4	中央公民館
10月26日	沼 島	120	272	44.1	沼島総合センター
10月27日	灘	80	325	24.6	灘開発総合センター
10月28日	北阿万	190	660	28.8	農村環境改善センター
11月 1日	阿 万	180	1, 235	14.6	阿万公民館
11月 2日	潮美台	70	483	14.5	潮美台会館
10月30日	各町各種団体等	75	—	—	三原郡生活文化会館

三原郡合計(各種団体含む)	2, 609人
---------------	---------

(ウ) 平成15年度

i) 中間報告

各種団体等に対して、各町の行政報告会と併せて合併協議の進捗状況を報告した。

◇春季

緑町			
月 日	対 象 地 区	参加者(人)	会 場
5月17日	広田全域	63	町民センター
5月18日	倭文全域	48	倭文小学校体育館

西淡町			
月 日	対 象 地 区	参加者(人)	会 場
4月29日	全 域	200	中央公民館

三原町			
月 日	対 象 地 区 又 は 対 象	参加者(人)	会 場
4月12日	市	52	サイクリングターミナル
4月20日	神 代	78	サイクリングターミナル
4月26日	榎 列	73	志満屋
4月27日	区長会	82	町民ホール
5月 2日	志 知	32	サイクリングターミナル
5月19日	八 木	45	笑の家

南淡町			
月 日	対 象 地 区	参加者(人)	会 場
5月 1日	全 域	461	文化体育館

三原郡合計	1,134人
-------	--------

◇夏季

緑町			
月 日	対 象 地 区	参加者(人)	会 場
7月22日	区長会・婦人会・老人会・農業委員・社協役員	100	町民センター

西淡町			
月 日	対 象 地 区	参加者(人)	会 場
7月 9日	区長会・女性会・老人会	160	中央公民館

三原町			
月 日	対 象 地 区	参加者(人)	会 場
7月20日	区長会・婦人会・老人会	170	町民ホール

南淡町			
月 日	対 象 地 区	参加者(人)	会 場
7月 9日	町内会・婦人会・老人会	290	中央公民館

三原郡合計	720人
-------	------

ii) 最終報告

合併協議も概ねまとめ、住民からの最終的な質問や意見を聞くため開催した。各地区における説明会では、合併協定項目を基に作成した『合併協定項目の内容』と『新市建設計画の概要』のパンフレットを配布し、説明を行った。また、説明会で配布されたパンフレットは、三原郡全戸にも配布された。

緑町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月18日	川向・川向北・川向南	26	167	15.6	川向公会堂
10月19日	広田南	12	69	17.4	広田南公会堂
10月19日	倭文	60	557	10.8	倭文小学校体育館
10月22日	広田上	22	99	22.2	広田上公会堂
10月24日	中筋	22	142	15.5	農村集落多目的共同利用施設
10月25日	市場	21	169	12.4	市場公会堂
10月29日	堂丸団地	4	59	6.8	町民センター
10月31日	不藤	21	49	42.9	不藤公会堂
11月 2日	中山	13	33	39.4	中山公会堂
11月 3日	みどりが丘	16	42	38.1	安心コミュニティプラザみどりが丘
11月 4日	山添	12	273	4.4	山添公会堂
11月 5日	中田	41	150	27.3	農村婦人の家
11月 7日	県住緑広田	4	22	18.2	町民センター
11月 8日	大丸	19	53	35.8	大丸公会堂
11月11日	全 域	33	2,037	1.7	町民センター
11月14日	徳原	11	30	36.7	徳原公会堂

西淡町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月27日	松帆	70	1,475	4.7	松帆活性化センター
10月28日	湊	45	752	6.0	湊小学校体育館
10月29日	津井	59	510	11.6	津井小学校体育館
10月30日	丸山	45	326	13.8	丸山小学校体育館
10月31日	阿那賀	80	239	33.5	阿那賀小学校体育館
11月 4日	伊加利	85	179	47.5	伊加利小学校体育館
11月 5日	志知	38	348	10.9	志知小学校体育館

三原町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月22日	志知	92	261	35.2	志知地区公民館
10月23日	神代	136	962	14.1	神代地区公民館
10月24日	市	129	1,318	9.8	市地区公民館
10月30日	八木	105	1,278	8.2	八木地区公民館
10月31日	榎列・倭文	159	1,329	12.0	榎列地区公民館

南淡町					
月 日	対象地区	参加者(人)	世帯数(世帯)	参加率(%)	会 場
10月21日	北阿万	80	670	11.9	農村環境改善センター
10月22日	灘	80	319	25.1	灘開発総合センター
10月24日	福良	130	2,571	5.1	中央公民館
10月25日	潮美台	30	500	6.0	潮美台会館
10月29日	阿万	140	1,227	11.4	阿万公民館
10月30日	賀集	170	1,333	12.8	賀集公民館
10月31日	沼島	120	270	44.4	沼島総合センター
11月10日	南淡中学校生徒	560	—	—	南淡中学校体育館

三原郡合計(南中生徒含む)	2,690人
---------------	--------

イ 住民説明会における意見・提言の概要

住民説明会には、各4町とも町長をはじめ、特別職、各課課長等が出席し、「合併協定項目」、「新市建設計画の概要」及び「合併に係る検討項目」についての説明を行うとともに、住民からの質問を受け意見交換を図った。住民からは合併によって、住民サービスが低下するとの懸念の声も聞かれたが、住民の関心は生活に密着した各種事務事業（福祉制度、各種使用料、水道料金、CATVなど）に集中し、各説明会ともに活発な意見が出された。

(2) 緑町におけるリコール請求及び住民投票の経緯

平成14年2月8日、洲本市などとの合併を推進する住民団体「市町合併を考える会」は合併の枠組みを問う住民投票条例の制定を求める文書を町に提出した。その後、三原郡4町での合併を推進していた当時の町長のリコール請求を求め、平成14年5月11日、約1ヶ月間に及ぶ署名活動を開始し、6月6日リコール請求に必要な有権者の3分の1を上回る1,990人の署名を町選挙管理委員会に提出した。

リコール請求を受けた町長は、町の混乱を避けるため退職し、三原郡4町での合併を推進する前町長と洲本市などとの合併を唱える新人との激しい町長選が8月25日行われた。結果は新人2,043票、前町長2,002票という僅差で新人候補者が初当選し、9月定例議会で住民投票条例案が可決された。

その後、三原郡4町での合併を望む「光と水と緑の会」及び「三原郡4町合併を実現する会」、合併せずに緑町単独での存続を望む「合併しないで住みよい緑町をめざす会」の住民団体らも住民運動に加わり、11月24日三択方式で住民投票が行われた。その結果、「三原郡4町での合併」が1,975票、「洲本市・津名町・一宮町・五色町との合併」が1,776票、「合併しない」が294票となり、三原郡4町での合併が最多得票となった。この結果を受け、町長は住民の意思を尊重し、改めて三原郡4町の合併協議に参画する意向を示した。



『緑町の合併に関する住民投票』についての
住民説明会（10月19日～11月17日）

(3) 三原郡町職員等合併研修会

平成13年8月27日、合併に対する共通認識と情報等の共有化を図り、住民とともに合併問題について考えていくため、三原郡4町及び一部事務組合職員約720人を対象に合併研修会を開催した。

研修会では、合併の手続きや支援措置、枠組みによる国の財政支援の比較について説明したほか、合併するならば「顔が見え、声が聞こえ、手が届く三原郡がベターである。」と提言した。

10 各種団体の動向

(1) 農業協同組合

三原郡内にはあわじ島農協と北阿萬農協の2農協があり、早い時期から合併議論が進められてきた。平成14年には合併予備契約書まで調印されたが、北阿萬農協総会において組合員より承認が得られず、合併の議論はいったん白紙となった。

その後、再度合併に向けての調整が図られ、平成16年10月18日、両組合が合併予備契約書に調印し、平成17年4月1日にあわじ島農協が北阿萬農協を吸収合併する形で新しいあわじ島農協が誕生した。

北阿萬農協の職員はあわじ島農協職員となり、北阿萬農協はあわじ島農協北阿万支所として引き継がれている。

(2) 漁業協同組合

三原郡内には湊漁協、丸山漁協、阿那賀漁協、福良漁協、南淡漁協及び沼島漁協の6漁協があるが、南あわじ市が誕生した後も当分の間、現状の組織体制でそれぞれ運営がなされ、各地域の特性を活かした漁協活動が引き続き展開される。

(3) 商工会

各町商工会においても、平成15年度に合併に関する基本協定に合意し、平成16年8月2日に「三原郡商工会合併協議会」を立ち上げた。平成18年4月1日の「南あわじ市商工会」発足に向けて、組織体制づくり及び合併後の具体的行動計画、各種事前協議事項等の協議が進められている。合併後当分の間は、支所を現在の4商工会館に置き、本所を市の地理的中心である旧三原町に置くことになっている。新市商工会の事業は①経営改善普及事業②地域（まち）づくりの推進③創業・経営革新支援④新規事業の創出⑤情報化支援⑥組織強化事業⑦福利厚生事業の推進の7本柱による事業体系で進められる。

(4) 観光協会

各町観光協会間でも、平成15年3月に行われた三原郡4町観光協会連絡協議会より、合併に向けて組織・形態・運営のあり方などの協議が進められてきた。平成17年4月1日「南あわじ市観光協会」が発足し、観光協会案内所は南あわじ市ふるさと活性化センター内に、事務局は南あわじ市陸の港西淡内に設置された。当面は任意団体とし、将来的には法人団体を目指していく。

(5) 社会福祉協議会

郡内の各町社会福祉協議会でも、南あわじ市誕生に合わせて合併協議が進められてきた。平成15年8月に「合併協議会」を設置、平成16年9月には合併協定書に調印し、平成17年1月11日に「社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会」として誕生した。合併後の事務所は緑庁舎内に置き、旧町の社会福祉協議会事務所は各支部として活用している。

11 新市発足に向けた準備

(1) 条例、規則等の制定

条例、規則等については、合併時に即時施行するもの、暫定的に施行するもの、漸次施行するもの又は廃止するものに分類され、4町の例規を整理分割統合する必要があるものの総数は700件を超えた。これらは、事前調査期間を含め約3年かけての調整作業を必要とした。また、合併と同時に市長職務執行者による専決処分により公布しなければならない条例は、最終的に208件となった。

(2) 各種事務事業の調整

20回の合併協議会により43項目に及ぶ協定項目を定め各町議会による合併関連議案の議決を得たことを受け、合併に向け4町及び三原郡広域事務組合が所掌している全ての事務事業について詳細な事務打ち合わせがスタートした。その数は、6千を超えるともいわれ、これまで設置した「専門部会」、「分科会」に加え、「事務調整班」、「主要プロジェクト」等を新たに組織し、膨大な事務事業について

調整を行った。

ア 事務調整班

分科会委員又は担当者会班長が事務調整班長となり、班長を中心となって、分担された事務事業について4町及び郡広域の事務担当者を招集し、担当事項の詳細な事務調整と準備作業を進めた。

イ 例規審査プロジェクト

例規策定は事務事業調整案に基づき1次原案、2次原案が条例規則等整備委託業者により作成され、分科会、専門部会等において協議・検討が進められていた。これを引き継ぎ、例規審査プロジェクトチームは合併協議会事務局次長及び各班長をもって構成し、例規策定の進行管理及び例規審査を行った。

ウ 財政プロジェクト

事務調整班長及び事務担当者は事務事業の調整結果を踏まえて、専決処分条例、暫定施行条例や新市建設計画との整合性を図り、合併が円滑に図られるよう予算編成に留意し、限られた期間内に前例のない決算処理や予算編成をすることとなった。また、合併準備においての予算が伴う事項については、各分科会、プロジェクト等から提出される予算見積書の内容をチェックし、各町間での予算措置の調整を行った。財政プロジェクトチームは財政分科会委員及び合併協議会事務局計画班長で構成し、これらの総合的指導・調整を行った。

エ 組織体制プロジェクト

組織機構は、合併協議会でも重要視されており、新市の体制を表現する重要なものであり、これまで異なる組織や手続きで進められてきた事務事業を統合し、新市へ円滑に継続させる必要があった。組織機構、組織の人員数、事務分掌については人事・行政分科会及び総務部会で検討され、助役及び総務課長で構成された組織委員会で最終調整を行った。また、組織委員会では新市発足時における職員構成（人事配置）についても調整を行った。

オ 情報化ネットワークシステムプロジェクト

行政事務のほとんどがコンピュータやネットワークに依存している今日、電算統合の可否が合併準備事務の成否を握っているといつても過言ではなかった。住民基本台帳、税務などの基幹業務については、合併協議会事務局情報班が主体となって各分科会との調整が図られていたが、基幹業務以外にも各分野にまたがるネットワーク、単独システム等の統合調整が必要となった。情報化ネットワークシステムプロジェクトチームは電算分科会4名及び情報班4名で構成し、ネットワーク、単独システム等の調整・準備を行った。

カ 福祉事務所設置プロジェクト

新市の発足と同時に福祉事務所の設置が必要となり、組織体制案に基づき福祉事務所としての体制を整備し、専門職員の養成や県との事務調整及び引継等が必要となった。福祉事務所設置プロジェクトチームは、合併協議会事務局次長兼政策班長と政策班職員（事前に淡路県民局健康福祉事務所での実務研修を行った職員）で構成し、調整・準備を行った。

キ 事務所移転等プロジェクト

住民サービスをストップさせることなく組織体制案に基づく庁舎のレイアウト、庁舎改修（内装工事、ネットワーク関連工事、電気・電話工事等）、事務所の移転等の作業を完遂する必要があった。庁舎移転等プロジェクトチームは管財分科会委員、三原郡広域事務組合事務局1名及び合併協議会事務局総務班長をもって構成し、事務所の移転、各施設の名称板変更等の調整・準備を行った。

(3) 組織・機構の整備方針

第14回合併協議会において「組織・機構の整備方針」が確認され、第21回合併協議会に「南あわじ市組織機構の骨格」、第23回合併協議会に「南あわじ市組織・機構」、第24回合併協議会に「南あわじ市職員配置計画」がそれぞれ報告され、確認された。

ア 整備方針

新市における行政組織・機構については、従前の三原郡4町の行政組織・機構を満たすには、合併後当面の間新庁舎を建設しないこと、また各庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し一元化を図ることは困難な状況にあった。しかしながら、合併の趣旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の一元化を進める必要があり、このため、合併時における組織・機構については、次の6項目を基本として整備することとした。

- ① 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ② 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ③ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- ④ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- ⑤ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥ 現有序舎を有効利用できる組織・機構

イ 組織機構の骨格

前述した整備方針に基づき、次のとおり組織機構の骨格を定めた。

(ア) 部制度について

合併により職員数が700人を超える組織規模が大きくなることから、組織の指示決裁系統を円滑にするために部制を採用する。

(イ) 各庁舎利用について

- ① 現行の庁舎を有効に利用する観点から、原則部単位で職員を配置する。

緑町庁舎	健康福祉部（福祉事務所）
西淡町庁舎	産業振興部・都市整備部・教育部
三原町庁舎	市民生活部・農業振興部・農業委員会
南淡町庁舎	企画部・上下水道部・会計課
生活文化会館	総務部・選挙管理委員会・議会事務局

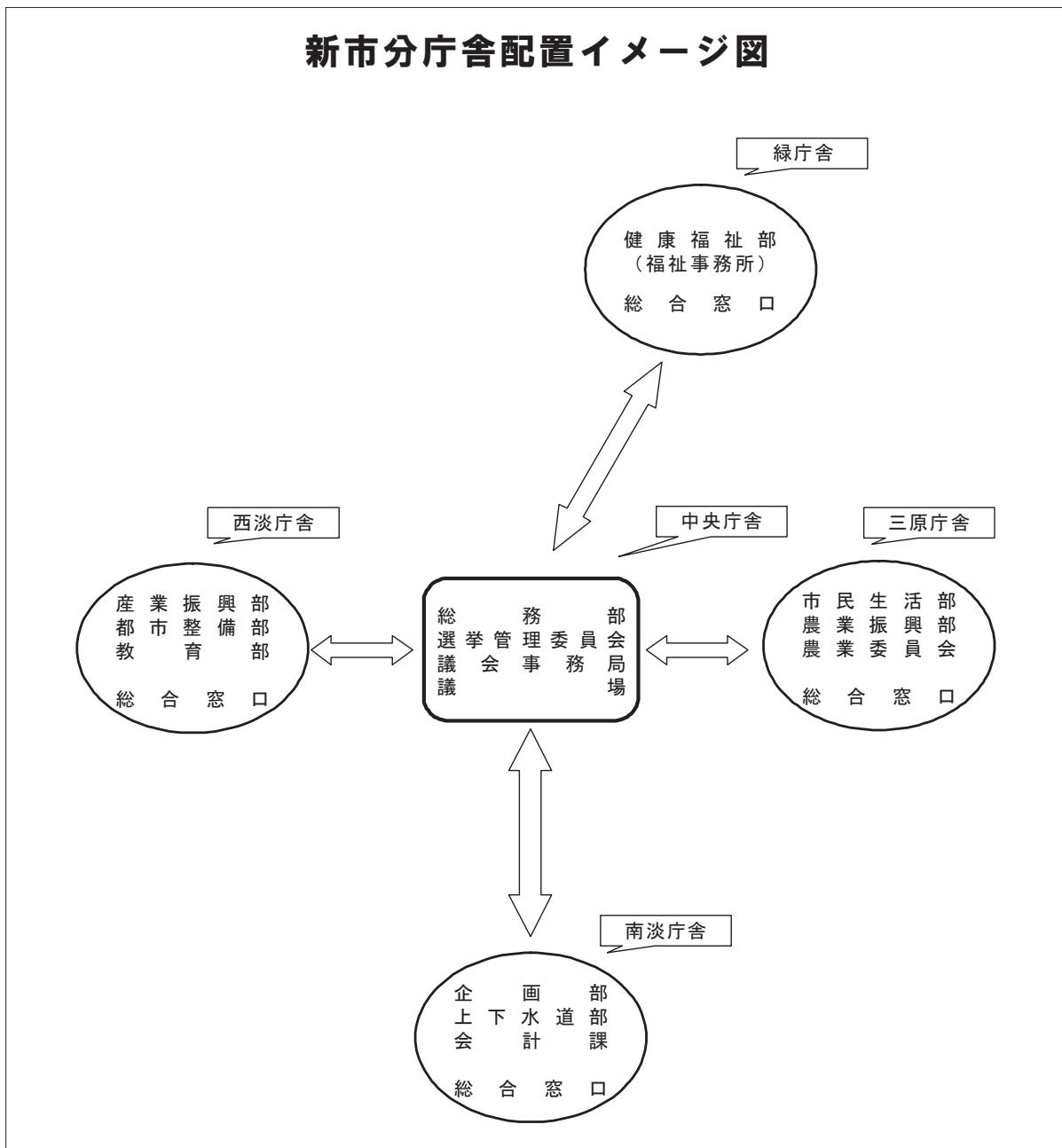
- ② 市民生活に関連の大きい事業部門・市民生活関係部門については、住民の利便性を考慮し地理的中心部にできるだけ配置を検討する。
- ③ 総務部並びに議会関係は、三原郡の共有施設であり地理的中心部に所在する三原郡生活文化会館等に配置する。
- ④ 現行庁舎の収容力及び庁舎管理等を勘案し、各庁舎に1～3部局を配置する。
- ⑤ 現行の保健センター及び公民館については、現行の事業を継続する。
- ⑥ 各庁舎に住民サービスの総合窓口を設置する。
 - ・現金の出納
 - ・税、戸籍、住民票、印鑑証明等諸証明の発行、届出の受付及び相談業務
 - ・国保、福祉、介護関係各種届出、申請受理及び保険証交付
 - ・上下水道、住宅、就学関係等の諸手続
 - ・建設・農林事業等相談業務
- ⑦ 情報ネットワークによる庁舎間の効率的な連携

(ウ) 課題・問題点

分庁舎方式を採用することにより、次の7項目について課題及び問題点が浮かび上がった。これらの問題については、主要プロジェクト等において新市発足までに協議を重ねることとなった。

- ① 現行庁舎の利用による各庁舎間の連携（決裁・指示等）
- ② 現行庁舎の収容人員の把握・改修計画の策定
- ③ 現行庁舎の収容力の関係から、一元的な組織・機構の統一が困難である
- ④ 住民への庁舎配置の周知
- ⑤ 住民サービスの低下を招かない総合窓口の効率的な運用
- ⑥ 職員の移転計画の作成（時期・スケジュール・庁舎配置図等）
- ⑦ 議会議員の任期特例期間中の議場位置、議会関係施設の改修検討

ウ 新市分庁舎配置イメージ図

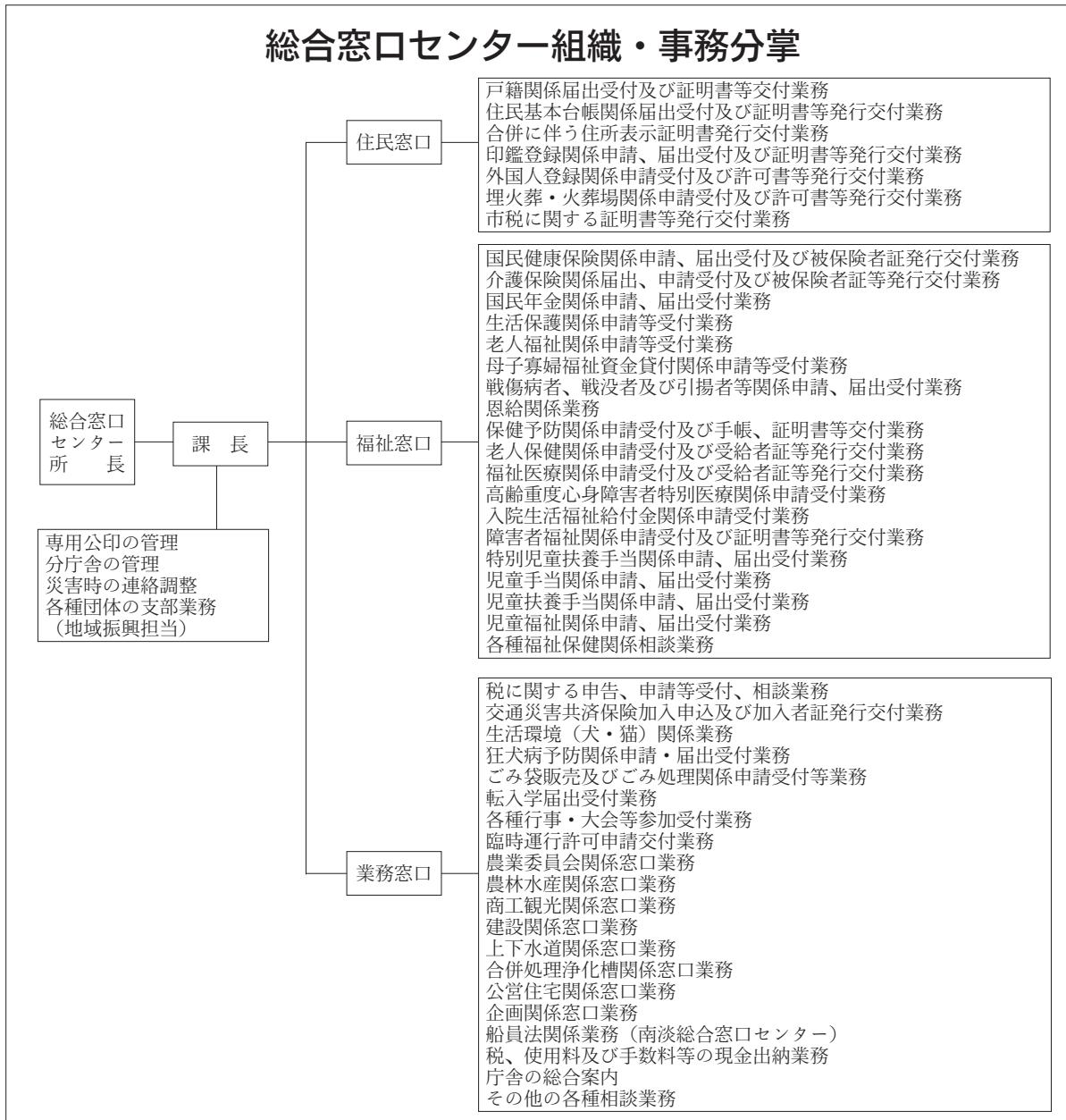


(4) 各庁舎間のネットワーク網の整備

組織機構の整備により、中央、緑、西淡、三原及び南淡の5庁舎、支所出張所等6箇所、教育施設、福祉医療施設等多くの施設を要することとなった。これらを機能的に連携させ、住民生活に支障をきたさないようにネットワークを構築する必要があった。また、次に述べる総合窓口センターにおける業務を円滑に進めるとともに、旧西淡町及び三原町域において整備されているCATVとの連携も不可欠であった。

(5) 総合窓口業務の調整

組織体系を分庁舎方式とするに当たり住民に直結した窓口業務を一本化するために、旧4町の庁舎において総合窓口センターを設置することとなった。当該窓口において所掌する事務は、総合窓口プロジェクト会議、事務調整班、分科会、専門部会又は幹事会及び政策調整会議にて調整し下記のとおりとした。また、新市における当該窓口配置職員に対し総合窓口マニュアル等を作成配布して合併まで合計7回の研修を重ね、合併に臨んだ。



(6) 福祉事務所設置に向けた動き

市制施行に伴い必置条件となる「福祉事務所」の設置に向けて、平成15年2月18日に「市制移行に伴う福祉関係事務移管に係る説明会」が開催された。これをかわきりに兵庫県との協議が始まった。平成16年8月1日には三原郡4町より職員が各1名合併協議会政策班へ派遣された。派遣された4名は、兵庫県淡路県民局洲本健康福祉事務所にて約5ヶ月間にわたり合計63日間の実務研修を行った。

平成17年1月11日、南あわじ市中央庁舎において兵庫県から南あわじ市へ福祉業務について事務引き継ぎが行われた。

福祉事務所業務に係る引継書

兵庫県が南あわじ市に引き継ぐ事項は次のとおりです。

- 1 引き継ぐ事務 別紙Iのとおり（割愛）
- 2 引き継ぐ書類 別紙IIのとおり（割愛）

平成17年1月11日

以上のとおり引継ぎます。

兵 庫 県 淡路県民局長 西 垣 嘉 夫

以上のとおり引継ぎを受けました。

南あわじ市 市長職務執行者 長 江 和 幸

(7) 事務所の改修

合併に伴い旧4町の庁舎と三原郡生活文化会館を分庁舎として利用し、それぞれに部局、総合窓口センター等を配置するため改修に取り掛かった。改修計画を作成するに当たり、議會議員の在任特例の適用により新市議会議員59名が誕生することとなり収容する議場の問題が浮上した。これについては、在任特例の期間が10ヶ月ということもあり、三原郡生活文化会館3F大ホールを議場に、2F執務室を議員控室と委員会室にそれぞれ改修し、暫定的な対応とした。

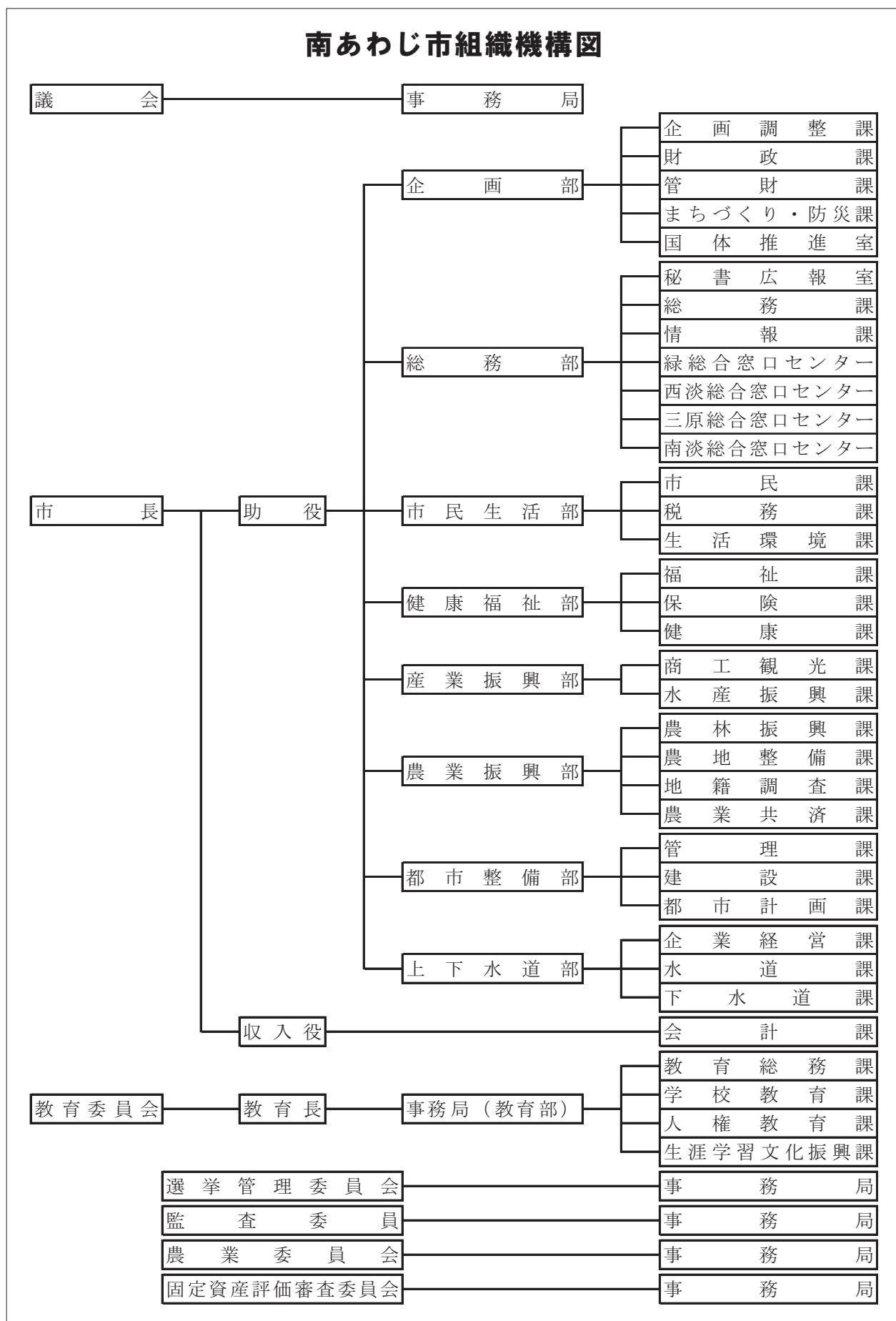


中央庁舎改修工事
(三原郡生活文化会館)

(8) 組織の概要と職員の配置

組織機構の整備方針に基づき、市長部局を8部31課室71係（総合窓口センター含む）、議会事務局を1局3係、教育委員会を1部4課9係及び各種行政委員会を4局とし、全体で10部局39課室局83係とした。職員の配置については、合併時にスムーズな移行を図るために各課にはできる限り旧町の職員を1名以上配置することと現状の業務を引き継ぐことを主に調整した。

南あわじ市組織機構図



(9) 旧町の決算及び新市の暫定予算の調製

ア 旧町の決算

旧4町の決算は、地方自治法施行令第5条第2項の規定に基づき、合併日の前日が決算日となるため「1月10日」を通常の「年度末」とび「出納閉鎖日」として準備することとなった。これにより、仮の出納整理期間を平成16年12月1日から平成17年1月7日として決算の調製にあたった。

イ 新市の暫定予算

新市の暫定予算については、期間を合併後2ヶ月間とし、新規事業、政策的経費等を除く義務的経費、経常的経費、旧町からの継続事業による経費等を中心に計上し、調製した。

(10) 一部事務組合等の調整

合併に伴う一部事務組合等への脱退及び加入の手続きについては、合併協議会において「合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入する。」「合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。」などと協議確認し、この協議結果に基づき組合等と調整した。

また、新市において改めて加入する組合等については合併の日に、市長職務執行者により専決処分した。

ア 主な組合等

名 称	構成市町	協 議 内 容
・三原郡広域事務組合	三 原 郡 4 町	合併の日の前日をもって解散し、事務及び財産を新市に引き継ぐ。
・洲本市、三原郡緑町衛生事務組合 ・洲本市、三原郡緑町山林事務組合 ・三原郡緑町、洲本市小中学校組合	緑 町 、 洲 本 市	緑町と洲本市との協議結果を尊重し、その協議結果を新市に引き継ぐ。
・兵庫県市町村職員退職手当組合 ・兵庫県町交通災害共済組合 ・兵庫県町議會議員公務災害補償組合	兵 庫 県 内 市 町	合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入する。
・淡路広域行政事務組合 ・淡路広域消防事務組合 ・淡路広域水道企業団 ・淡路公平委員会 ・淡路教育事務協議会 ・淡路土地開発公社	淡路島内 市 町	合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入する。

(11) 南あわじ市長職務執行者に関する協議

新市の市長職務執行者については4町長間において協議され、合併協議会副会長である長江和幸西淡町長が就任することとなり、協議書が作成された。

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町の廃置分合 に伴う南あわじ市長職務執行者に関する協議書

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新たに平成17年1月11日から「南あわじ市」を設置することに伴う、南あわじ市長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり定める。

記

南あわじ市長職務執行者 長 江 和 幸

平成16年12月1日

緑町長	金山和永
西淡町長	長江和幸
三原町長	中田勝久
南淡町長	森紘一

12 閉町式等

約半世紀にわたり町民に愛され続けてきた各町において、平成16年12月閉町式がそれぞれ行われた。合併により慣れ親しんだ町がなくなる寂しさを感じながらも、新市への期待を込めて盛会なものとなつた。

(1) 緑町閉町式

緑町の閉町式は、12月18日緑町市民センターにて開催され、約160名の住民が出席した。

功労者表彰が行われた後、町のあゆみを振り返るスライドショーを上映し、小中学生からは町への熱い思いが読み上げられた。また、地元コーラスグループにより馴染みの歌が歌われるなか、47年間、緑町のシンボルだった町章に感謝しながら町旗がゆっくりと降納され、その歴史に幕を閉じた。

(2) 西淡町閉町式

西淡町の閉町式も同じく12月18日、西淡町中央公民館で行われ、約300人が出席した。

式典では町発足時から現在までの町の歴史をスライドショーで振り返り、中学生からは今までの思い出を振り返りながら、「町民の誓い」が熱く読み上げられた。名誉町民など町政の発展に貢献された方々に感謝状が贈られ、新市への新たなスタートを切った。

(3) 三原町閉町式

三原町の閉町式も同じく12月18日、三原町中央公民館において約500人の出席者が見守るなか開催された。

式典は、まず合併後の次世代を担う小学生による勇壮なだんじり唄で開式し、出席者からは大きな拍手が送られた。その後町政の各分野の振興に寄与された功労者・功労団体に表彰状が手渡され、中学生から高齢者までの各世代の代表から「三原町の思い出と南あわじ市への夢」が熱く語られた。

また、式典と併せて「さようなら三原町展」と題し、三原町のこれまでのあゆみを紹介する写真パネル展を開催、出席者の間で懐かしい話に花が咲いていた。

(4) 南淡町閉町式

南淡町の閉町式は、12月12日南淡町文化体育館「元気の森ホール」にて行われた。

当日は各種団体関係者など約500人が出席し、町政に貢献された約150人の功労者1人ひとりに感謝状が贈られた。

式典では町史を振り返るビデオを上映し、地元コーラスグループとともに出席者全員で町歌を齐唱、また淡路人形座によるえびす舞が披露され、新市への新しい門出を祝した。そのなかで惜しまれつつも町旗が降納され、「雄町南淡」約50年の歴史に幕を下ろした。

(5) 三原郡広域事務組合、三原郡町村会及び 緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会解散式

合併を目前に控えた平成17年1月7日、三原郡広域事務組合、三原郡町村会、緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会の合同解散式が三原郡生活文化会館別館会議室で行われた。

合併に先駆けて、ケーブルテレビ事業や農業共済事業、小規模作業所事業、訪問看護事業など数多くの事業を三原郡という広域範囲で着実に拡大してきた広域事務組合、また、各種ダム建設事業や郡内各種団体の取りまとめなどを行ってきた町村会のこれら事業は、住民福祉向上のため、引き続き新市に引き継がれる。

三原郡4町の合併に向けて、合併に係る各種事務や各分野の事務調整を行ってきた緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会も合併をもって解散し、いよいよ新市へと歩み出すこととなった。

(6) 4町閉庁式

平成17年1月7日、業務終了後それぞれの町役場において閉庁式を行い、職員が見守るなか4役によって町旗が降納され、町役場としての歴史に幕を降ろした。



平成17年1月7日業務終了後、職員による閉庁式
(三原町役場)